

共済だより

kyosai dayori 2026 October No.592



ちば発！地域のチカラ

松戸市

豊かな歴史文化と強力な子育て支援



→目次は2ページへ

戸定邸（松戸市）

千葉県市町村職員共済組合
<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

江戸川松戸フラワーライン

江戸川の河川敷に広がる約2ヘクタールの花畑。春にはポピー、秋にはコスモスが一面に咲き誇ります。「緑花清流のまちづくり」構想のもと、市民と行政のパートナーシップで整備され、2025年には二度目となる第36回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

ちば発!

地域の
チカラ

松戸市

お問い合わせ先

松戸市広報広聴課

047-366-7320

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html>

豊かな歴史文化と
強力な子育て支援

まつど 松戸市

千葉県北西部に位置する松戸市は、県内3位の人口を誇る街です。都心にも近く、東京のベッドタウンとして長く支持され続けています。市内には徳川家ゆかりの「戸定邸（とじょうてい）」や、小説・歌謡曲で有名な「矢切の渡し」、東京ドーム約11個分の「21世紀の森と広場」など、自然と歴史名所が豊富です。

また、松戸市は「やさシティ、まつど。」をテーマに掲げ、待機児童ゼロの達成や、独自の小中一貫教育など行政を挙げた教育・子育て支援に力を入れています。

戸定邸

松戸駅からほど近く、徳川慶喜（よしのぶ）の弟・徳川昭武（あきたけ）が明治時代に建てた私邸。建物は国の重要文化財に、庭園は国の名勝に指定されています。



CONTENTS

- | | |
|---|--|
| 2 地域のチカラ 松戸市 | 22 交通事故にあったとき／負傷原因調査にご協力をお願いします |
| 4 那須の森ヴィレッジ | 24 マイナンバーカードの利用と活用について |
| 6 「親子スキー教室」開催のお知らせ | 25 資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について／ |
| 8 令和8年度 地区別共済制度（医療）研修会が開催されました | 契約施設のお知らせ／年金者連盟 |
| 10 特定健康診査でメタボをチェックしましょう！ | 26 被扶養者の取扱い基準の事例について |
| 12 「貯金利息計算書（決算）」を送付します | 28 標準報酬の月額の時改定について |
| 13 入学・修学貸付をご活用ください／「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について | 30 高額療養費制度の見直しについて |
| 14 退職等年金給付とは？ | 32 共済組合からのお知らせ |
| 16 メンタルヘルス教室 | 33 千葉県市町村職員互助会からのお知らせ |
| 17 任期満了による組合会議員選挙を行います | 34 直営施設をご活用ください！／オークラ千葉ホテル展望浴室スパ・スカイビュー／ |
| 18 産前産後期間中は掛金が免除されます／介護保険第2号被保険者資格に関する届出書 | 「お宿ねつとメンバーズカード」のご案内 |
| 19 こんな給付ご存じですか？ ～休業等給付～／医療費支払いのしくみ | 35 ちば共栄サービスからのお知らせ |
| | 36 黒潮荘うしん |
| | 38 オークラ千葉ホテルニュース |



広報担当
Mさん

通の便がよいことに加え、歴史や伝統、美しい自
て・医療の充実など、たくさんの魅力があります。
楽しい」という声もよく聞きます。そんな魅力を
歴史や自然を守る人、農産物を作る人、子育てや
りやスポーツ・文化で活躍する人。さまざまな“人”

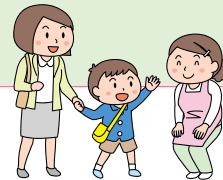
松戸市のチカラ＝全国トップレベルの子育てのしやすい街

松戸市では「まつど DE こどもまんなか」をスローガンに、子育てしやすい街づくりを市の最重要施策のひとつに掲げ、駅前・駅ナカの小規模保育や「送迎保育ステーション」の展開、全小学校区での放課後児童クラブ完備など、幅広い子育て支援を実施しています。

松戸市の地図をもとにした仮想空間「メタまーつ」

においてもオンライン上でコミュニケーションを図れる「子どもの居場所 in メタバース」が実装されています。

こうした取組みが高く評価され、日本経済新聞社と日経クロスウーマンが発表する「共働き子育てしやすい街ランキング 2025」において、全国編 1 位、総合編 2 位を受賞しています。



送迎保育ステーション

松戸市内には、現在 12 か所の送迎保育ステーションがあります。

自宅と幼稚園が離れている場合や、開園時間が保護者の就労時間と合わない等の理由により、幼稚園を選びたくても選べないご家庭に対し、送迎保育ステーションを活用することで、幼稚園への入園を可能にする仕組みです。



メタまーつ

令和 7 年 10 月より稼働した、松戸市の地図をもとにした仮想空間です。

現在は避難所の位置や災害想定エリアの確認、災害時の対応・備蓄品の解説が見られる「防災マップ」、指定文化財等の詳細情報、キャラクターによる解説やクイズを楽しめる「文化財マップ」、アバターによるコミュニケーション機能を生かして交流できる「子どもの居場所」の 3 つを利用することができます。

右記の二次元バーコードからアクセスし、トップ画面から利用規約をご確認のうえ、使用するアバターニックネームや見た目などを設定するだけで、いつでもどこでもメタまーつに参加できます。

また、令和 8 年 10 月頃には新たな分野の追加や、より使いやすい機能強化を予定しています。



もっと知ってほしい！松戸市のこと

～現役広報担当者にお聞きしました～

Q. 松戸市として近年力を入れている取り組みはありますか？

A. 松戸市では、スマートフォンひとつでさまざまな申請や相談ができるデジタル市役所の実現を目指しています。松戸市公式ホームページの情報をもとに、的確な回答を行う生成 AI 総合案内チャットボットや、ライブイベントに応じて必要な手続きを案内する手続き案内ナビゲーションを導入するとともに、オンラインでの申請・相談の充実に取り組んでいます。こうしたデジタル技術の活用を通じて、市民の皆様にとって、より便利で身近な行政サービスの実現を進めています。



Q. 松戸市の魅力を一言で言うと？

A. 松戸市は、東京に近く交差、おいしい農産物、子育て「イベントやお祭りが多くて支えているのは松戸の“人”。医療に携わる人、モノづくりがまちを彩っています。

那須高原は紅葉の見所が満載！ 那須の森ヴィレッジで 秋を満喫しませんか？

今年度の開設期間は11月23日（月）
のご宿泊までとなり、以降は冬期閉
鎖期間となります。
まだ空室のある日もございますので、
ぜひご利用ください。

直営施設助成金の特別加算（2,000円）でお得にご利用いただけるチャンスです！
さらに、直営施設利用券の適用範囲を2親等から3親等に拡大しています！

特！
2,000円

各種プラン等のご案内

※ホームページでも詳細をご紹介します。

色々なお得プラン



季節の和会席プラン 1泊2食付 8,800円～
旬の食材と地のものにこだわった季節感あふれる和食会席！



洋食プラン 1泊2食付 10,500円～
メインのお肉とお魚の両方が味わえる、洋食フルコース料理！



季節の特選料理プラン 1泊2食付 12,400円～
厳選した豪華食材を使用したワンランク上の季節特選料理！

お肉を味わうプラン等

焼肉プラン 1泊2食付 8,800円～
ボリュームたっぷり定番の焼肉です！

那須高原和牛ステーキプラン 1泊2食付 10,500円～
ステーキがメインのカジュアルコース！

追加料理

「那須高原和牛すき焼き・しゃぶしゃぶ」
2人前～（1人前 6,050円）。当日 17 時まで追加注文を承ります。
ご夕食に美味しいお肉を＋αで贅沢気分を演出♪

※写真はイメージです。
※掲載料金は、県互助会を含む助成
金及び特別加算（2,000円）控除
後の金額となります。

※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯
税を含みます。宿泊税を別途お預
かりいたします。
※繁忙期は、1,210円が加算されます。

宿泊税について

令和8年
10月1日～

那須町にて宿泊税が導入されることとなりましたため、令和8年10月1日
以降のご宿泊より、別途宿泊税をお預かりいたします。
詳細につきましては、那須町ホームページをご参照ください。

昭和100年記念！ 那須の恵みで作った懐かしの昭和プリン！

昭和100年を記念して昭和の喫茶店で愛された「固め食感のクラシックプリン」を限定販売しております。那須高原の牛乳と、濃厚な「那須御養卵」をたっぷり使用。ミルクと卵のやさしい甘さに、ほんのりビターなカラメルが香ばしく広がる、昭和レトロな味わい。お子さまからご年配まで、どこか懐かしい気持ちになれる素朴で贅沢な一品です。1日10食限定で販売しておりますのでぜひお召し上がりください！

昭和の喫茶店シリーズ第2弾として、レトロスタイルのクリームソーダも販売しておりますので、こちらも是非お試しください！



那須の森ヴィレッジのお得な割引特典

1 早めのご予約がお得！早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定（祝前日を除く）で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名 称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

2 60歳以上の方が一緒にお得！シルバー割引!!

日曜～金曜日限定（祝前日を除く）で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。

3 日曜日の宿泊がお得！ 学校行事振替休日キャンペーン!

日曜日（祝前日を除く）にご宿泊のお子様（小学生以下）の宿泊料が無料!!

さらに 上記の割引との併用が可能な平日連泊でのご利用がおすすめです!

日曜～木曜日での連泊がお得！平日連泊割引!

平日での3泊以上でのご宿泊の場合、上記の割引に加え宿泊料金から10%割引いたします。

※祝前日を除く平日が対象となります。

令和8年度も、平日ご連泊者（2泊以上）さま限定で「多目的運動場」の無料開放サービス（先着受付順）を実施しています！ご予約時にお申し付けください。



テニス（1面）やフットサル（全面）などにご利用いただけます。テニスラケットやテニスボール、サッカーボールやビブスなども無料でご利用いただけます。

※2時間制（混雑時は1時間）のご利用とさせていただきます。

かも・なすWキャンペーンにつきましては、37頁「黒潮荘つうしん」をご参照ください。

令和9年度那須の森ヴィレッジの予約受付を下記のとおり承ります。

令和9年度的那須の森ヴィレッジは、4月9日（金）からオープンいたします。

お電話またはインターネットでもご予約いただけますので、受付開始日をご確認のうえお早めにご予約くださいようお願い申し上げます。

皆さまのご利用を、スタッフ一同心よりお待ちしております。

ご利用日	受付開始日
令和9年 4月9日～4月30日	令和8年11月1日（日）9時～
〃 5月1日～5月31日	〃 12月1日（火）9時～
〃 6月1日～6月30日	令和9年 1月1日（金）9時～
〃 7月1日～7月16日	〃 2月1日（月）9時～
〃 7月17日～8月31日	夏期期間は共済組合ホームページからのネット申込抽選となります。昨年度と申込方法が異なりますのでご注意ください。
〃 9月1日～9月30日	〃 4月1日（木）9時～
〃 10月1日～10月31日	〃 5月1日（土）9時～
〃 11月1日～11月23日	〃 6月1日（火）9時～

●開設期間中の施設点検日（休館日）	5月11日（火）・12日（水）	6月8日（火）・9日（水）	9月7日（火）・8日（水）・9日（木）
-------------------	-----------------	---------------	---------------------

送迎車のご案内

JR 那須塩原駅から無料送迎車（予約制）をご利用いただけます。送迎車のご予約はお電話にて承りますのでお申し出ください（定期運行は行っておりません）。

●運行時間

JR 那須塩原駅西口ロータリー発車時刻 午後2時45分
那須の森ヴィレッジ正面玄関前発車時刻 午前10時20分

直営施設利用券 のご案内

直営施設利用券は、3親等以内の親族及びその配偶者の方までご利用いただけます。

ご使用の際は、チェックイン時に必ず記号番号等の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」、「マイナポータルの資格情報画面」、「後期高齢者等組合員証明書」等をご持参ください。

※詳細については、利用券「注意事項」及び裏面の記載内容をご確認ください。

Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・
お申し込み

那須の森ヴィレッジ（直通）

TEL 0287 (78) 1636

※平日・休日も午前9時から
午後5時までのご案内となります。

詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

那須の森ヴィレッジ

検索



開催のお知らせ

家族で思い出を～

余暇の活用のため、「親子スキー教室」を開催します。

軽井沢プリンスホテルスキー場で開催することとなりました。

会にぜひお申し込みください。



	開催期日（2泊3日）	スキー場	宿泊施設
日程1	令和9年2月26日(金)～ 2月28日(日)	軽井沢 プリンスホテル	軽井沢プリンスホテル 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 TEL 0267(42)1111
日程2	令和9年3月12日(金)～ 3月14日(日)		

1 募集人数

各日程40名（最少催行人数：各32名）

2 参加資格及び参加者負担金

(1) 参加資格

組合員とその家族（小学生以上）

(2) 参加者負担金

大人（中学生以上）……………18,000円

小人（小学生）……………15,000円

*宿泊（2泊）・食事（2朝食・1夕食）・2日間（土曜日・日曜日）のリフト代・レッスン料を含む。

3 その他

- (1) 交通費は各自負担になります。
(JR軽井沢駅～軽井沢プリンスホテル間は、徒歩又は循環バスをご利用ください。)
- (2) 当選後の参加人数の変更は対応できない場合がありますので予めご了承ください。
- (3) レンタルスキー・レンタルウェアがご利用いただけます（有料）。
- (4) 教室は、家族全員参加していただきます。
※小学生未満、高齢者で教室に参加されない方がいる申し込みはご遠慮ください。
- (5) 参加の権利を他の方に譲渡することはできませんのでご了承ください。
- (6) 部屋タイプは原則としてコテージになりますが、申込人数によりホテル内のツインルーム対応となる場合があります。
- (7) 5名以上でお申し込みの場合、客室の宿泊定員の関係上、2部屋以上に分かれてのご宿泊となりますのでご了承ください。
- (8) 教室はスキーのみとなりますのでスノーボード等での参加はご遠慮ください。
- (9) 軽井沢プリンスホテルの駐車場は有料となります。1台／2泊で2,000円となりますのでチェックアウト時にご精算ください。



「親子スキー教室」

～スキーを楽しみながら

共済組合では、組合員とその家族のスポーツを通じた健康づくりと開催場所について、初級者から中級者以上の方まで気軽に楽しめる未経験の方でも無理なくレッスンを受けていただけますのでこの機

親子スキー教室日程（予定）

現地集合・現地解散になります。

1 日目(金)	【電車でお越しの場合の目安】 東京駅を19:32発の新幹線で出発し、20:40頃に軽井沢駅に到着となります。 軽井沢駅からは徒歩もしくは循環バスをご利用ください。
2 日目(土)	スキースクール（親子スキー教室）開催（午前、午後あわせて約4時間程度）
3 日目(日)	朝食・自由行動後、現地解散

※交通機関や天候等の状況により日程等が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。



申 込 方 法

【オンライン申込】

10月1日以降に共済組合のホームページに掲載される親子スキー教室の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。

申込期限は、令和8年10月31日（土）23時59分です。

※代表者を入れ替えての複数のご応募はご遠慮ください。 ※申込者多数の場合は抽選となります。

個人情報の利用目的

お申し込みいただいた個人情報は、親子スキー教室運営における次の目的に利用します。

1. お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
2. 宿泊施設への利用登録のため
3. その他、教室の運営を円滑にするため



お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

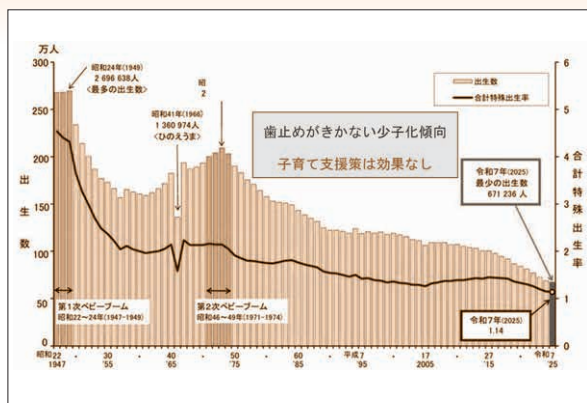
令和8年7月7日、オークラ千葉ホテルにおいて代議員および共済事務担当の方々を対象に、「地区別共済制度(医療)研修会」を開催いたしました。研修会の内容を紹介します。

はじめに

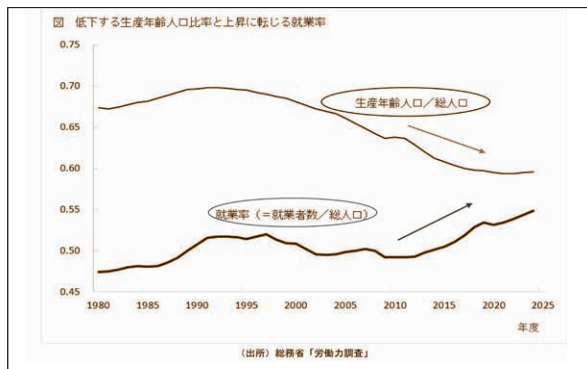
共済制度と社会保障をめぐる最近の動き

現在の共済制度の情勢について触れさせていただきます。医療保険制度に関しては、マイナバー制度により迅速な登録が求められていること、また、データヘルス計画等に基づく予防と健康づくりの推進も期待されております。4月には、子ども子育て支援金制度が導入され、その対応も求められております。また、医療保険制度改正法が成立し、医療保険制度の持続可能性の観点から、全世代を通じて給付と負担の見直しを行うこととされました。

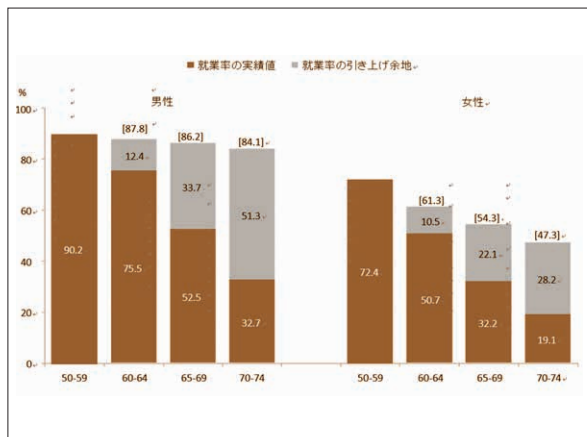
このように、共済組合を取り巻く社会保障制度の情勢について、医療保険社会保障改革の展



(図1) 厚生労働省「人口動態統計2025」(2026年6月3日発表)



(図2) 社会の「支え手」比率は上昇に転じつつある



(図3) 高齢者の就業率はどこまで引き上げられるか

が新設等された一方で、上限を引き上げ③後期高齢者医療制度の窓口負担率に金融所得を反映④妊娠・出産に対する支援の強化(費用の見える化の徹底、実効性のある負担軽減)などが実施されます。

少子高齢化が意味するもの

日本の社会保障制度を取り巻く問題の一つに、少子高齢化があります。2025年には、出生率が平均して1.14まで下がりました(図1)。国は児童手当の拡充や保育サービスの充実などの対策を進めていますが、出生率の回復には至っていません。現実的な対応として、将来出生率が1.0を切るような状況を想定し、それでも社会保障制度をただけ頑健なものにするかということなどに議論を注力しなければいけない段階にあると感じています。

ただし、少子化の及ぼす影響自体はさほど大きくないのではないかと感じています。なぜなら、生産年齢人口(経済活動の担い手である)

人口が減少する一方で、就業率(就業人数/総人口)は2010年から増加傾向にあります(図2)。これは働き方の多様化で、働く高齢者が増えているためです。フルタイムでは働いていない方も多いので、図の上昇率を鵜呑みにはできませんが、社会保障制度などの支え手比率は上昇傾向にあるといえます。社会全体の扶養力も改善傾向にあります。

ただし、少子化が将来の社会保障の支え手の減少につながることは間違いありません。現状が「思ったより悪くない」ということに過ぎず、社会保障及び税の制度も現在の状況を正しく把握して、持続可能な制度に変化し続けていく必要があります。

現時点での少子高齢化の対応策としては、高齢者の就業促進をさらに進め、社会の支え手の増加を着実にすることが重要であるといえます。

高齢者の就業と健康

高齢者の就業率向上には、高齢者に健康でいてもらうことが必要です。そこで指標となるのが「Health capacity to work」、つまり「健康面だけに注目すれば、高齢者の就業率は潜在的にどこまで引き上げられるか」です。

NBER(全米経済研究所)では、この考え方に基つき、「今の高齢者」と「今の現役」との国際比較研究を行いました。具体的には、現役世代(50代)の健康と就業率の関係を推計し、この推計値を用いて高齢者の潜在的な就業を試算(健康状況は各高齢者世代のものを使用)したもので、試算結果が(図3)になります。

この図によれば、男性では60代後半で3割以上、女性で2割以上就業率を上げることが可能ということになります。この指標をもとに、健康面以外で高齢者の働くモチベーションを下げない制度にする必要があります。

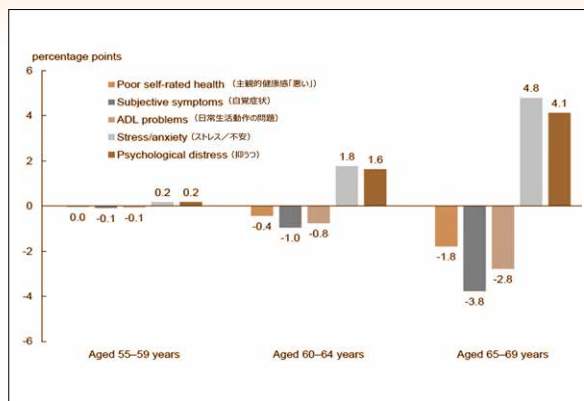
では、高齢者の就業率促進には何が必要かということですが、私は一在職老齢年金制度の見



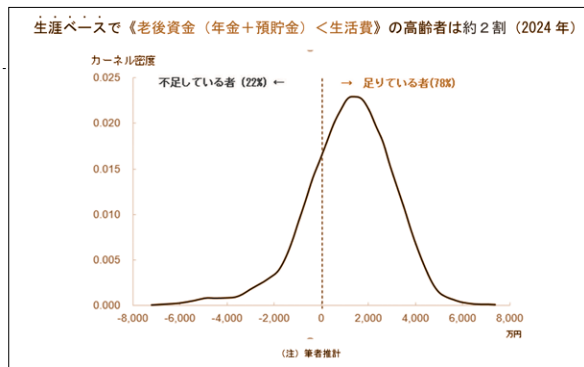
直し」と「社会保険料の計算基準を所得全体に広げる」だと思っています。

現在の在職高齢年金制度は、働いて賃金を得ると、年金の受給額が削減されます。これは報酬のある人は高齢者でも制度を支える側に回ってもらうという考え方によるもので、公平な仕組みですが、就業にプレッシャーをかけている可能性があります。そのため、「公的年金等控除」とセットで見直してはいかがでしょうか、と考えています。

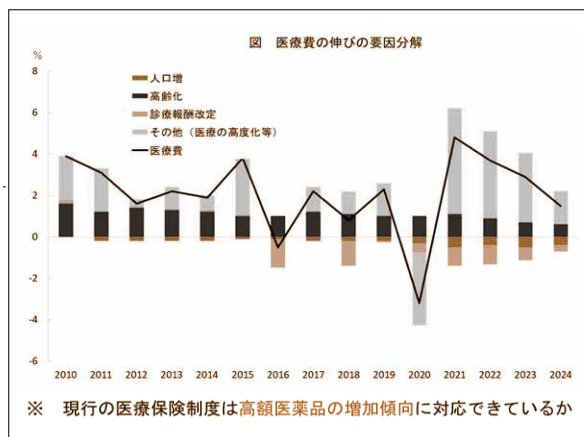
また、社会保険料や年金給付は、働き方や収入の種別によって金額が変動します。



(図4) 就業延長の健康面への影響（試算）



(図5) Financial preparedness for old age（老後のための資金準備）



(図6) 高齢化の影響は微減、「その他」の重要性にも注目

状に即してない部分があります。

日本の所得代替率は国際的にみて高いとは言えませんが、退職金や貯蓄など収入ベースではなく総所得ベースで老後資金が足りているかどうかを考える必要があります。

(図5) は、生涯にかかるお金が足りているかどうかを表す分布図になります。

こうした医療費負担について、最近の論点としては「高齢者の窓口負担の引き上げ」があります。高齢者の医療費窓口負担は、原則として70歳が2割、75歳以上が1割ですが、現役並みの所得がある方は年齢に関係なく3割負担になります。現役世代との公平性を理由に、対象範囲をさらに見直す議論も行われています。ただし、高齢期には集中的に疾病リスクが高まる点に考慮が必要です。

もう一つの論点は「OTC類似薬の取り扱い」です。OTC類似薬が薬剤費の4分の1を別途負担することになったのは先に述べましたが、これについては所得水準や疾病のタイプに一定の配慮は必要であるものの、保険給付面のメリハリはある程度必要と考えています。

3つ目の論点としては「高額療養費のあり方」です。国民皆保険制度の「岩盤」となる仕組みですので、見直しには慎重な検討が必要であると考えます。

現在、高額療養費制度の見直しについては、破滅的医療支出（家計の支払い能力（食費などの基本生活費を除いた残り）に対し、医療費の自己負担が40%を超える状態）が家計破綻リスクを図る指標として重視されており、高額療養費制度の負担上限額引き上げに伴い、低所得層や現役世代のがん患者などがこの水準を超える懸念が指摘されています。

おわりに 改革の方向性

最後のまとめになります。

- ① 社会の「支え手」の増加支援に注力をしてほしい。女性の社会進出はすでにだいたい進んでおり、女性のためには高齢者の就業率向上が効果的です。
 - ② 限られた資源は、「困っている人」に集中的に配分してほしい。
 - ③ 医療保険改革においては、ある程度のメリハリを効かせる必要があります。
- 以上です。どうもありがとうございました。

特定健康診査で メタボをチェックしましょう!

『特定健康診査・特定保健指導』

特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健康診断で、その発見と予防により、少しでも早い時期に生活習慣病の発症を防ぐためのものです。

- 任意継続組合員及び被扶養者の方^(※)には、令和8年度分の「特定健康診査受診券」を配付しておりますが、健診は受けられましたでしょうか?



メタボは自覚症状に乏しく症状が出たときにはかなり進行していることもあります。毎年健診を受けることにより、経年の体の変化を見ることができます。症状が出る前に、健診で体の状態をチェックして、小さな変化も見逃さないようにしましょう。

また、メタボの予防・改善は初期であれば、生活習慣の改善が最も効果的です。健診を受けて早期発見し、生活習慣を改善しましょう。

※事業主健診対象外の短期組合員の方につきましては、短期人間ドックを受検しない場合、特定健康診査受診券申請書を所属所経由で提出いただくことにより、特定健康診査受診券を交付しております。

- 健診結果でメタボリックシンドロームの危険度が高い人は、「特定保健指導」を受けることになります。

共済組合では特定健康診査実施計画に基づき、特定保健指導に該当された方の中から選定して実施しています。積極的に利用し、健康な体を手に入れましょう。

①組合員

各所属所を通じて選定された方にお知らせをし、当組合が委託する専門業者により特定保健指導を受けていただきます。

②任意継続組合員及び被扶養者

当組合から選定された方に直接、特定保健指導利用券を送付しますので、特定健康診査受診券配付時に同封した「特定健康診査実施機関一覧」の中の特定保健指導を実施している医療機関で受けていただきます。また、委託業者による個別訪問型やオンライン等を活用した特定保健指導を受けていただくこともできます。

※特定健康診査・特定保健指導にかかる費用は無料です。



『特定健康診査受診券が届いていないのだけど？』

今年4月23日現在で被扶養者及び任意継続組合員の資格がある方につきましては、6月下旬に配付いたしました。届いていない、紛失した、扶養認定が遅くなった、年度途中で資格取得した方は申請が必要になりますので、被扶養者は組合員の勤務先の共済事務担当課、任意継続組合員及びその被扶養者は共済組合へご連絡くださいますようお願いいたします。

被扶養者については、組合員の勤務先の共済事務担当課を通して配付させていただいており、任意継続組合員及びその被扶養者については、ご自宅に郵送しております。



● 特定健康診査及び特定保健指導の実施計画について

特定健康診査及び特定保健指導は、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資する必要があることから、今後の対策として生活習慣病を中心とした疾病予防が重視され、『高齢者の医療の確保に関する法律』によりその実施が定められました。

共済組合では、令和6年度から6年間の第4期実施計画を策定し、それに基づき特定健康診査・特定保健

指導を実施しております。6年間の実績が評価され、受診率や利用率が低い医療保険者には、後期高齢者医療制度への支援金が増額されます。この支援金が多くなると保険料の引き上げを余儀なくされる場合もあります。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の年度ごとの実施に係る目標については下表のとおりとなります。

● 特定健康診査の実施に係る目標

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	国の参酌基準
組 合 員 (%)	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	—
被扶養者 (%)	60.9	65.5	70.1	74.7	79.3	—
組合員＋被扶養者 (%)	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0

● 特定保健指導の実施に係る目標（組合員＋被扶養者）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	国の参酌基準
40歳以上対象者数（人）	39,964	39,964	39,964	39,964	39,964	—
特定保健指導対象者数（人）	6,673	6,716	6,758	6,801	6,843	—
実 施 率 (%)	40	45	50	55	60	60
実施者数（人）	2,669	3,022	3,379	3,740	4,106	—

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

貯金事業からのお知らせ

「貯金利息計算書（決算）」を送付します



令和8年4月から令和8年9月までの利息を9月30日付けで、元金に繰り入れましたのでお知らせします。

利息繰入れ後の残高が預入れ限度額の3,000万円を超えた方は、超えた額の払戻し手続きを行ってください（限度額を超えた額には、利息は付きません）。

『貯金利息計算書（決算）』は、10月末に各所属所の共済事務担当課（任意継続組合員の方はご本人宛て）に送付する予定です。

『貯金利息計算書』の再発行はできませんので、大切に保管してください。

《今年度の支払利率は年利1.9%です》

本年10月以降も、引き続き年利1.9%となります。

なお、預入れ・払戻し等は次のとおり決められていますので、ご協力をお願いします。

◆ 預入れ（任意継続組合員を除く）

- 定額積立は、給与（手取額）の範囲内で月1回です。
- 臨時積立は、期末勤勉手当（手取額）の範囲内で6月又は7月及び12月のそれぞれ1回です。
- 預入れ限度額は、3,000万円です。

※限度額を超えた方は、6月及び11月に所属所の共済事務担当課を経由し、通知をしておりますので、超えた額については速やかに払戻し手続きを行ってください。また、定額積立をしている方は、中断の手続きを行ってください。

◆ 払戻し

- 1回の払戻しにつき、複数の「貯金一部・解約払戻請求書」は受付できませんので、ご注意ください。
 - 払戻日は、毎月28日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）（12月は最終開庁日の前営業日）です。
 - 共済組合締切日は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）です。
- なお、所属所ごとに独自の締切を設けている場合がありますので、組合員の方は、予め提出期限を所属所の共済事務担当課にご確認のうえ、余裕をもって担当課に提出してください。
- 払戻日・共済組合締切日は、偶数月及び1月発行の『共済だより』でお知らせしていますので、ご確認をお願いします。

※任意継続組合員の方は、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に必着です。

◆ 「貯金一部・解約払戻請求書」を作成する際の注意事項

- 請求金額の訂正・重ね書きはしないようご注意ください。
- 誤った組合員等記号番号及び貯金者番号を記入しないよう、資格情報通知書や「貯金利息計算書（決算）」でご確認ください。
- 不鮮明であったり、欠けた印鑑での押印をしないようご注意ください。
- 鉛筆や消せるボールペンでの記入をしないようご注意ください。
- 任意継続組合員の方は、必ず届出印を押印してください。



お問い合わせ先

福祉課福祉係（直通） TEL 043(248)1113

入学・修学貸付をご活用ください



共済組合には、組合員や被扶養者（被扶養者でない子を含む）の学業支援のための貸付として、入学・修学貸付がありますので、ご活用ください。

なお、令和9年度分授業料等に係る入学貸付については随時、修学貸付については12月（1月28日送金分）から申し込みができますので、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ行ってくださるようお願いいたします。

また、貸付金送金日以前に支払済みまたは既に支払期限が到来している費用については貸付できませんので、ご注意ください（事前に締切日や詳細等をお勤め先の共済事務担当課にご確認ください）。



種 別	入 学 貸 付	修 学 貸 付
貸 付 の 理 由	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない組合員の子を含む）が高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（大学院含む）もしくは高等専門学校または専修学校もしくは各種学校に入学する（している（1年次のみ））場合	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない組合員の子を含む）が高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（大学院含む）もしくは高等専門学校または専修学校もしくは各種学校に修学する（している）場合
借受人の資格	現に組合員である者	現に組合員である者
貸 付 限 度 額	給料月額6月の分（最高200万円）	修業年限1年につき180万円 ただし、4月以降に当該年度分の貸付申込をする場合は、貸付実行月から翌年3月までの月数に15万円を乗じた額が限度となります。 例 10月28日貸付金送金の場合は、6月（10月～3月までの月数）×15万円＝90万円
貸付金の単位	5万円	10万円
償 還 期 間	120月以内 据置期間最高6年以内	150月以内 据置期間最高6年以内
貸 付 利 率	年1.26%	年1.26%
必要添付書類	①入学許可書（写）または合格通知書（写）（入学後の場合は、修学貸付に定める書類） ②入学案内書（写）（入学金、当該年度の授業料及び納入期日等が確認できるもの）、もしくは不動産の賃貸契約書（写） ③被扶養者でない子の場合は、借受人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）	①在学証明書（入学前の場合は、入学貸付に定める書類） ②当該年度（当該年度分の通知が未着の場合は前年度分でも可）の授業料及び納入期日等が確認できるもの、もしくは不動産の賃貸契約書（写） ③被扶養者でない子の場合は、借受人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）

※1 貸付対象となる学校については、学校教育法に規定される学校のうち、上記学校であることが要件となりますのでご注意ください。

※2 修業年限を超えての貸付はできませんのでご了承ください。

※3 貸付利率は変動する場合があります。

※4 必要に応じてその他確認書類の提出を求めることがあります。

※5 会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますので、ご注意ください。

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

租税特別措置法の規定により特別控除を受けるための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「年末残高証明書」）を発行しますので、確定申告及び年末調整手続きの際にお使いください。



年末残高証明書を発行する方

当組合の住宅貸付を利用し、住宅を新築、購入、または増改築した方で、残高があり、借入から完済までの期間が10年以上である方

①平成29年1月から令和7年12月までに貸付を受けた方
「年末残高証明書」（予定額）を令和8年10月下旬～11月上旬にお勤め先の共済事務担当課へ送付しますので、**年末調整**にご利用ください。（既に特別控除の確定申告を行っている方の手続用）

②令和8年1月から令和8年12月までに貸付を受けた方
「年末残高証明書」を令和9年1月中にお勤め先の共済事務担当課へ送付しますので、**確定申告**にご利用ください。（初めて特別控除を受ける方の手続用）

年末残高証明書を発行しない方

①平成28年12月以前に貸付を受けた方
※上記該当者で特別控除に該当している方はお手数ですが、お勤め先の共済事務担当課を通じて発行依頼をしてください。

②繰上償還などにより、貸付期間が10年未満となった方

その他注意事項等

- 令和8年11月または12月に一部繰上償還を行う方は、年末残高（予定額）が変わりますので、一部繰上償還後にお勤め先の共済事務担当課を通じて再発行依頼をしてください。なお、全額償還をされた場合、減税対象とならないため年末残高証明書は破棄してください。
- 住宅取得等特別控除を受けるには、一定の要件が必要となり、年末残高証明書が発行されていても特別控除に該当しない場合がございますので、詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 所得税額から控除しきれなかった特別控除額（特定増改築等に係るものを除く）は、翌年度分の個人住民税から控除できる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

住宅借入金等特別控除に関する詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。また、国税庁のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

福祉課福祉係（直通） TEL 043(248)1113

退職等年金給付とは？

共済組合の組合員には、公的年金とは別に共済組合独自の年金「退職等年金給付」が支給されます。（短期組合員（第1号厚生年金被保険者）の方は対象ではありません。）



共済組合独自の年金給付

平成27年10月から共済年金と厚生年金が一元化され、共済年金も厚生年金として支給されています。この制度改正により、共済年金の上乗せ部分である職域部分については廃止されましたが、新たに導入されたのが「退職等年金給付」です。「退職等年金給付」は民間の企業年金に相当するものとして導入され、公務員版の企業年金といえます。

職域部分	職域部分	退職等年金給付	退職等年金給付
共済年金	厚生年金	厚生年金	
基礎年金	基礎年金	基礎年金	
平成27年9月30日までの公務員期間の方	平成27年9月30日以前および平成27年10月1日以降公務員期間の方	平成27年10月1日以降に初めて公務員になった方	

※1年以上引き続く組合期間が必要となります。

※現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

Point

職域部分については、経過措置が設けられており、平成27年9月以前の組合員期間は「経過的職域加算額」として支給されます。

退職等年金給付の種類 退職等年金給付には、次の3つの給付があります。

退職年金	次の全てを満たしている場合に支給 ア：1年以上引き続く組合員期間があること イ：退職していること ウ：65歳以上であること
公務障害年金	公務による病気またはケガにより障害等級1級から3級に該当する程度の障害になったときに支給（注）
公務遺族年金	公務による病気またはケガにより死亡したときに支給（注）

ア、イに該当する60歳以上65歳未満の人は、65歳前に退職年金を受給できる繰上げ受給を申請することができます。また、退職年金の受給権者で退職年金を請求していない人は、75歳に達する日の前日までに繰下げ受給の申請をすることができます。年金額の利子相当額や年金現価率が受給時期によって異なるので、繰上げ受給は減額、繰下げ受給は増額になります。

※ 昭和27年4月1日以前生まれの人は、繰下げ期間は70歳までとなります。

※ 組合員（70歳を超えている方も含み、短期組合員を除きます。）である間は、支給は全額停止（有期退職年金は中断）されます。

（注）平成27年10月1日以降の初診日であること等の条件があります。

詳しくは、こちらをご参照ください。公務障害年金、公務遺族年金についても解説されています。

全国市町村職員共済組合連合会 > 年金関係情報 > 退職等年金情報（年金払い退職給付）

<https://ssl.shichousonren.or.jp/pensioner/>

退職等年金給付の掛金と給付金

組合員1人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、あらかじめ労使折半で積み立て、積み立てた掛金、組合の負担金、利子を原資とし、年金として支給されます。

退職等年金給付に係る掛金率と負担金率

※令和8年10月現在の率

退職等年金給付の掛金は標準報酬月額や標準期末手当等の額に掛金率を乗じて算出されます。

掛金率（組合員負担）……0.75% **負担金率（地方公共団体負担）……0.75%**

退職等年金給付に係る運用状況について

年金積立金は、長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要です。退職等年金給付積立金は、国内債券の満期持ち切りでの運用を前提とするため、簿価評価としており、令和7年度の運用状況については、次のとおりです。

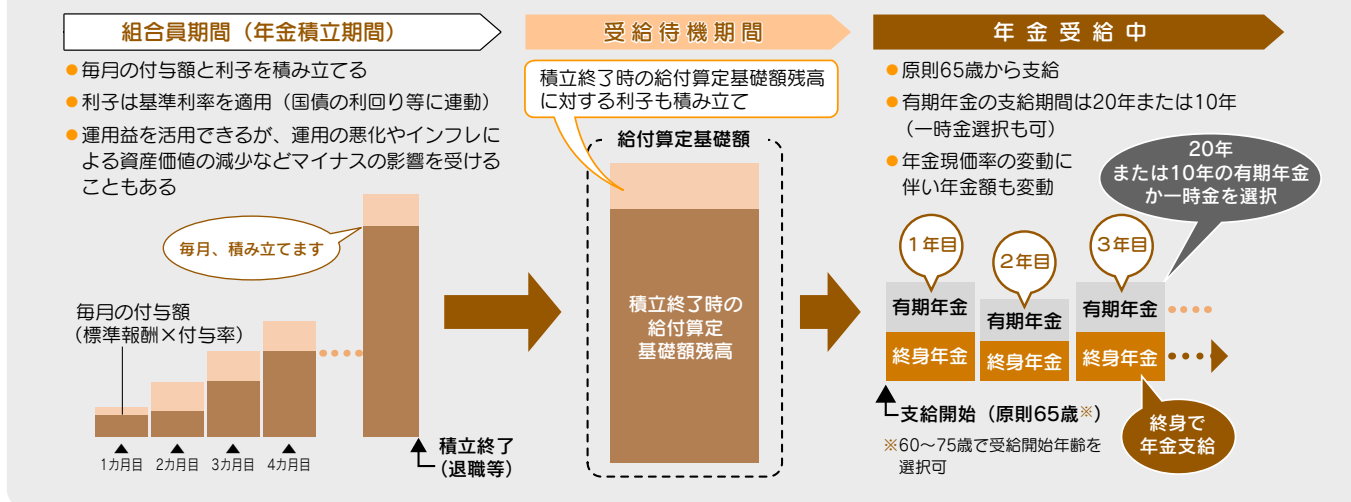
◆令和7年度 運用実績

運用利回り	+0.73%(実現収益率)
運用収入額	+75.21億円(実現収益額)
運用資産残高(令和8年3月末時点)	1兆947億円(簿価)

「退職年金」は、「終身退職年金」と「有期退職年金」に分けられ、年金の2分の1を「終身退職年金」、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

なお、「有期退職年金」については、受給期間は原則20年（240月）ですが、給付事由が生じてから6月以内に手続きを行った場合には、その受給期間を10年（120月）とすること、または一時金として受給することも選択できます。退職年金は雑所得として、一時金は退職所得として扱われ、課税の対象となります。

積立時と受給時のイメージ



* 公務障害年金・公務遺族年金は別の計算式に基づき支給されます。

10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）



トップページの「年金関連情報」→「年金財政関係」→「年金払い退職給付（退職等年金給付）」→「地共連の定款で定める事項（基準利率等）」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く)

年金課 年金係 審査係 (直通) TEL 043(248)1117

短期組合員

日本年金機構
街角の年金相談センター



メンタルヘルス教室



～ “心”と“からだ”の疲れを癒す元気力アップ! セミナー～

募集案内

日頃の忙しい生活の中で、ついつい“心”の健康について忘れがちではありませんか？
このメンタルヘルス教室では、“心”と“からだ”の疲れを癒すソフトストレッチについても学びます。

ぜひ、ご家族の皆さまとともにご参加いただき、皆さまの心の健康作りにお役立てください。



基本講座

“心”と“からだ”の疲れを癒す元気力アップ!
セミナー (30分程度)

- 1 ストレスチェックからみた市町村職員の心身の反応
- 2 あなたの疲労蓄積度をセルフチェック
- 3 “心”と“からだ”の疲れを癒す生活術



演習

“心”と“からだ”の疲れを癒す
ソフトストレッチ (30分程度)

- 1 血行を良くして、むくみ解消!
- 2 気になる凝りを解すストレッチ
- 3 穏やかな気持ちをもたらすリセットタイム



●開催日時

令和8年12月5日(土) 10:00～11:15

※進行状況により、時間が前後することや内容が変更になることがあります。

※後日、YouTubeにて録画した講座の配信もありますので、開催日時に見ることができない方も申し込みいただければ、録画配信を視聴いただけます。

※Zoomウェビナーを使用して配信します。
カメラとマイクは使用しません。



※個人情報の利用目的

申込フォームに入力された個人情報は、メンタルヘルス教室における以下の目的に使用します。

1. お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
2. 受講決定を通知するため
3. その他、講座を円滑に運営するため

●募集人数 300名

※申込者多数の場合は抽選とし、結果については後日、申込者全員にメールで通知します。

●申込資格

組合員及びその家族（同居、別居を問いません）

●参加に必要なもの（2点）

- ・安定したネット環境
※Wi-Fi環境でない場合、通信速度の制限により通信ができなくなる可能性もあるため、Wi-Fi環境を推奨します。
- ・PC/スマートフォン/タブレット等のデバイス

●受講料 無料

●申込方法

下記URLもしくは二次元コードから参加を希望される講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

【URL】

<https://forms.office.com/r/8m9sjw9vNK>

【二次元コード】



〈フォームへ入力していただく必要事項〉

- ①組合員等記号
- ②組合員等番号
- ③組合員氏名
- ④受講者氏名
- ⑤電話番号
- ⑥PCメールアドレス（携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。）

●申込締切日

令和8年10月31日(土) 23時59分

●その他

受講者を決定後、申込フォームに入力いただいたメールアドレスに受講のご案内を送信します。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

任期満了による 組合会議員選挙を行います

令和8年11月16日(月)実施

共済組合の事業計画など重要事項を決定する組合会議員の任期（2年間）が、本年11月30日をもって満了します。これに伴い、新しい組合会議員を選出する組合会議員選挙が11月16日に行われます。

この選挙は私たちの代表を選ぶ大切なもので、市町村長である組合員から選挙される議員10名と市町村長以外（職員側）の組合員から選挙される議員10名、合わせて20名の議員が選出されます。

共済制度の充実と発展のため、この組合会議員選挙が民主的に行われますよう、組合員の皆さまのご協力をお願いいたします。

組 合 会

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置された共済組合の最高議決機関で、組合の定款、予算、決算、各種事業に関する重要事項等を審議、議決する機関として設けられています。

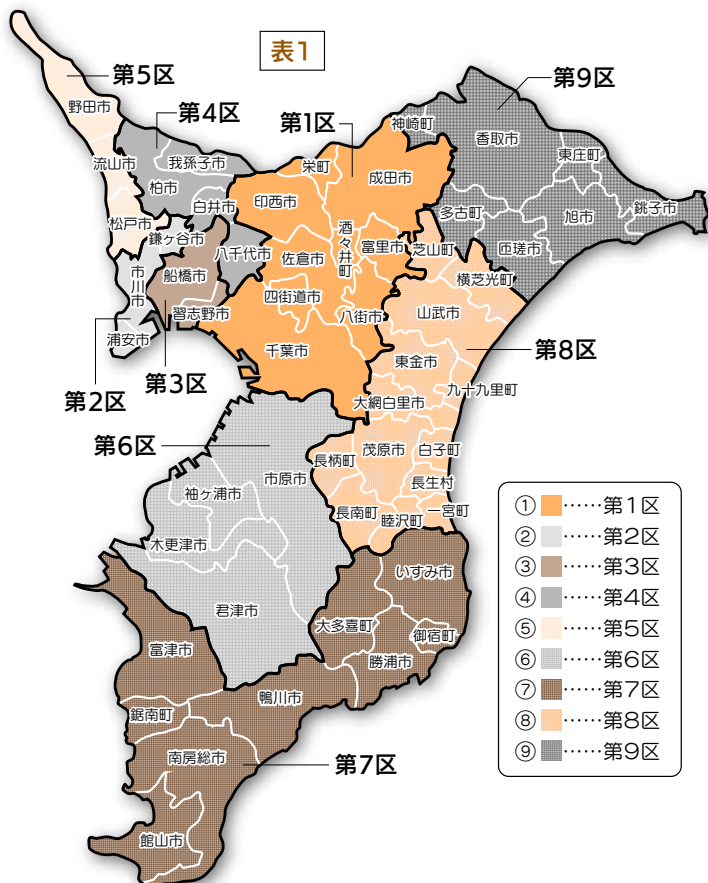
組合会は、各選挙区から選出された市町村長議員10名、職員側議員10名の合計20名で構成されています。

選 挙 区

選挙区は「表1」のとおり、県内9区に区割りされており、市町村長議員、職員側議員それぞれ、「表2」の各区の議員数により選出されます。

また、職員側の組合員から選ばれる議員については、まず、所属所ごとに組合員の人数に応じた数の代議員※を選び、その代議員が選挙区ごとに集まり、互選で選挙します。

なお、この選挙による組合会議員の任期は、令和8年12月1日から2年間となります。



千葉県市町村職員共済組合組合会

千葉県市町村職員共済組合組合会は、市町村長議員10名と、職員側議員10名の合わせて20名で構成されています。

市町村長組合会議員10名

選挙区ごとに市町村長が集まり互選で選挙

職員側組合会議員10名

選挙区ごとに代議員が集まり互選で選挙

代議員を選出 ※

市町村、一部事務組合等ごとに選出

表2

	市町村長が選挙する議員の選挙区		職員側の組合員が選挙する議員の選挙区	
	選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
第1区	①の市町	2人	①の市町、一部事務組合等	2人
第2区	②の市	1人	②の市、一部事務組合	1人
第3区	③の市	1人	③の市、一部事務組合	1人
第4区	④の市	1人	④の市、一部事務組合	1人
第5区	⑤の市	1人	⑤の市	1人
第6区	⑥の市	1人	⑥の市、一部事務組合	1人
第7区	⑦の市町	1人	⑦の市町、一部事務組合	1人
第8区	⑧の市町村	1人	⑧の市町村、一部事務組合	1人
第9区	⑨の市町	1人	⑨の市町、一部事務組合	1人

※ 代議員の選出

令和8年10月6日現在（公告日）の組合員数（市町村長を除く）に基づき、所属所ごとに組合員100人につき1人の割合で代議員を選出します（組合員数が200人に満たない所属所にあつては1人）。

● 職員側議員選挙の特例について

職員側議員であった者で、既に退職している者は、当分の間、議員となる被選挙権を有することになります。

お問い合わせ先

千葉県市町村職員共済組合 総務課総務係（直通）TEL 043(248) 1110

産前産後休業期間中は掛金が免除されます

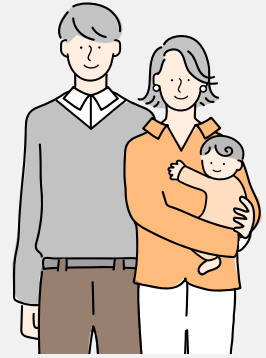
● 掛金が免除される期間

産前産後休業期間（※）の初日の属する月から、産前産後休業期間の末日の翌日の属する月の前月まで、掛金が免除されます。

※ 出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間

● 掛金免除の申出方法

勤務先の共済事務担当課を経由して「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」をご提出ください。



『介護保険第2号被保険者資格に関する届出書』の提出についてのお知らせ

1 介護保険に加入する者について

40歳以上の者は介護保険に全員加入することになり、年齢によって次のとおり区分されます。

- 65歳以上の者……………介護保険第1号被保険者
- 40歳以上65歳未満で医療保険（共済組合を含む）に加入している者……………介護保険第2号被保険者

なお、医療保険加入者（組合員及び任意継続組合員）の被扶養者も40歳以上65歳未満であれば介護保険第2号被保険者となります。

2 共済組合への届出について

組合員や被扶養者が40歳に達したことにより、介護保険第2号被保険者となる場合には、介護保険被保険者資格の取得や喪失について、共済組合への届出は原則として不要です。

ただし、40歳以上65歳未満の組合員や被扶養者で海外居住者（日本国内に住民票がない人）及び右に掲げる施設に入所または入院している者は、介護保険第2号被保険者とはなりませんので、これらに該当するときは、勤務先の共済事務担当課へ申し出をして、「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を共済事務担当課経由で共済組合に提出してください。

また、これらの施設から退所または退院した場合も同様に「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を提出してください。

3 任意継続組合員について

任意継続組合員の介護保険第2号被保険者で前記に該当するときは、直接共済組合へ「介護保険第2号被保険者資格に関する届出書」を提出していただくこととなりますので、その際は共済組合へご連絡ください。

適用除外施設

- 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項）
- 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）
- 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号）
- 児童福祉法第7条第2項の内閣総理大臣が指定する医療機関
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により設置する施設
- 国立ハンセン病療養所等（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項）
- 救護施設（生活保護法第38条第1項第1号）
- 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設
- 障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の3に規定する施設

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通）
資格調定係 TEL 043(248)1116

～休業等給付～

こんな給付
ご存じですか？

休業等給付は組合員の皆さまが、病気やケガ、出産あるいはやむを得ない事情で休業等をして報酬がもらえないときに組合員の皆さまやその家族の生活を支援するための給付です。

休業等給付には次のような種類があります。

① 傷病手当金

支給要件

傷病手当金は、次のすべての要件に該当したときに支給されます。

- ①公務あるいは通勤途上の事故や災害によるものでないこと
- ②病気・ケガによる療養であること
- ③療養のため勤務に服することができないこと
- ④勤務に服することができなくなってから、引き続き3日を経過していること
- ⑤傷病手当金日額が休職中（病気休暇等を含む）に支給される報酬日額を上回っていること



支給期間

傷病手当金の支給期間は、支給開始から**1年6月間**です。

組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（以下「1年以上組合員であった方」という）が傷病手当金を受給中に退職した場合は、引き続き支給されます。

1年以上組合員であった方が、報酬が出ていたことにより傷病手当金が支給されなかった場合は、退職後から支給されます。ただし、退職後に「勤務ができる状態」となった場合は、実際の勤務の有無にかかわらず、支給は打ち切りとなります。

支給金額

支給要件に該当した場合、4日目からその後における勤務に服することができない期間1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、

①12月以上ある場合

支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

②12月未満の場合 ㊦と㊧のいずれか低い方

㊦ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

㊧ 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額（令和7年度は、360,000円） $\times 1/22 \times 2/3$

ただし、次の場合は、差額を支給します。

※報酬が支給されている場合 報酬日額より傷病手当金日額が上回っている場合に、その差額を支給します。

※障害厚生（共済）年金及び退職後退職老齢年金給付（退職又は老齢を給付事由とする年金給付）を受給する場合 年金日額より傷病手当金日額が上回っている場合に、その差額を支給します。

② 出産手当金

支給要件

組合員が出産により勤務できなかったことにより、出産手当金日額が報酬日額より上回っているときに支給されます。

組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、出産手当金の期間内に退職した場合は、退職後の支給期間について支給されます。

支給期間

出産の日以前42日（多胎の場合98日）及び出産の日後56日の期間内で出産手当金日額が報酬日額より上回っている期間です。

ただし、出産予定日後に出産された場合は、出産予定日以前42日及び出産予定日後56日の期間となります。

支給金額

勤務に服することができなかった期間1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、

①12月以上ある場合

支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

②12月未満の場合 ㊦と㊧のいずれか低い方

㊦ 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額 $\times 1/22 \times 2/3$

㊧ 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額（令和7年度は、360,000円） $\times 1/22 \times 2/3$

③ 休業手当金

支給要件・支給期間

組合員が次のいずれかの事由により欠勤した場合に支給されます。

支 給 要 件	支 給 期 間
被扶養者の病気又は負傷	欠勤した期間
組合員の配偶者の出産	14日間の内で欠勤した期間
組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	災害が発生した日から5日以内に欠勤した期間
組合員の婚姻、配偶者の死亡、親族の婚姻若しくは葬祭	結婚式の日を含む7日以内に欠勤した期間（死亡の日から7日以内）
被扶養者でない配偶者、子、父母等の傷病	欠勤した期間（原則7日以内）

支給金額

欠勤した期間1日につき、標準報酬の月額×1/22×50/100の額が支給されます。

④ 育児休業手当金

支給要件

組合員が育児休業を取得し、報酬が支給されないときに支給されます。

支給対象となる育児休業は1日単位で取得した場合です。半日単位や時間単位で取得した場合は対象となりません。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法に基づく育児休業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

支給期間

①父または母のいずれか一方が育児休業を取得した場合

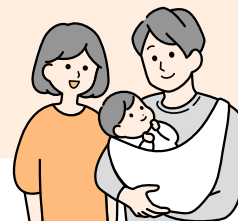
子が1歳に達するまでの間について支給対象となります。

②父母双方が子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得した場合

子が1歳2カ月に達する日までの間の最長1年間について支給対象となります。

なお、母の支給対象期間には産後休暇を含むものとし、報酬が支給される期間については手当金の支給対象となりません。

※保育所に入所できない等の特別な事情に該当するときは、子が1歳6カ月に達するまで延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合は、最長2歳に達するまで再延長が可能となります。延長が認められる特別な事情については条件がございますので、詳しくは共済組合ホームページまたは勤務先の共済事務担当課にてご確認ください。



支給金額

①育児休業開始から180日（土日を含む日数）に達するまでの期間

標準報酬の月額×1/22×67/100の額が支給されます。※給付の上限日額：15,111円（令和8年8月現在）

②育児休業開始から181日（土日を含む日数）以降

標準報酬の月額×1/22×50/100の額が支給されます。※給付の上限日額：11,277円（令和8年8月現在）

⑤ 育児休業支援手当金

支給要件

令和7年4月1日以後^{（※1）}に育児休業等を開始し、組合員及び配偶者が対象期間^{（※2）}内にいずれも育児休業等を通算して14日（週休日を含む。）以上取得した場合等、一定の要件を満たした場合に、支給されます。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法の規定に基づく出生後休業支援給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

（※1）令和7年4月1日より前に育児休業等を開始した組合員であって、令和7年4月1日時点で現に育児休業等をしているものについては、令和7年4月1日を「育児休業等を開始した日」とみなして要件を確認します。

（※2）原則、出産日から起算して57日以内、産後休業等をしたときは出産日から起算して113日以内の期間までが対象期間となります。

支給期間

対象期間^{（※2）}内の最大28日（週休日を含み、給付は週休日を除く。）が上限です。

支給金額

標準報酬の月額×1/22×13/100の額が支給されます。※給付の上限日額：2,932円（令和8年8月現在）

⑥ 介護休業手当金

支給要件

組合員が、組合員の介護を必要とする家族のために、任命権者の承認を受けた介護休業を取得した場合で、報酬が支給されないときに支給されます。

なお、介護休業手当金は、介護休業を1日単位で取得したときに支給対象となり、半日単位や時間単位で取得したときには支給対象となりません。条例で定める短期介護休暇についても、地方公務員等共済組合法第70条の4第1項に規定する介護をするための休業に該当しないものと考えられるため、介護休業手当金の対象となりませんのでご注意ください。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法に基づく介護休業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

対象となる 家族の範囲

介護休業手当金の対象となる家族の範囲は、次のとおりです。

- ①日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
- ②組合員と同居し、日常生活を営むのに支障がある父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

支給期間

継続するひとつの介護状態につき、介護休業開始日から通算して66日を限度として支給されます。

支給金額

標準報酬の月額×1/22×67/100の額が支給されます。※給付の上限月額：16,646円（令和8年8月現在）

⑦ 育児時短勤務手当金

支給要件

令和7年4月1日以降^(※1)に、組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務の承認を受け、勤務時間を短縮したときに、支給されます。

また、雇用保険が適用される組合員（短期組合員や独立行政法人等）については、雇用保険法の規定に基づく育児時短就業給付金の給付が優先されます。請求先をご確認ください。

支給期間

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から、当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月

支給金額

支給対象月1カ月につき、支給対象月に支払われた報酬の額の10%

（報酬と給付額の合計が時短勤務前の報酬を超えないように、給付率は調整されます）

※給付の支給限度月額：484,121円（令和8年8月現在）※給付の最低限度月額：2,562円（令和8年8月現在）

休業給付の支給要件は、ここに記載したことのほか、さらに細かく規定されています。請求の際にはご相談ください。

医療費支払いのしくみ

組合員や被扶養者の皆さまが、病気やけがで病院などの保険医療機関にかかった場合の“医療費”は、共済組合から各病院や医院、診療所へどのように支払われているのでしょうか？今月は、その医療費支払いのしくみについて、ご説明します。

皆さまが、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）、または資格確認書等を病院の窓口へ提出し、診療を受けると、病院ではその医療費を共済組合などの保険者に請求し支払いを受けることになります。

しかし、全国には病院も保険者（共済組合や健康保険組合など）もたくさんあり、個々に請求し支払いをしては、事務が煩雑になってしまいます。

そこで、病院では、受診した患者ごと、診療内容ごと（入院・外来・歯科・調剤別）を、1カ月ごとにまとめて、診療報酬明細書（レセプト）を作成し、各月ごとに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以降、基盤機構という）という機関へ提出します。

基盤機構では、その診療報酬明細書（レセプト）の診療内容が適正であるかどうかを審査した後、共済組合へ医療費の請求

をします。基盤機構で処理された診療報酬明細書（レセプト）が共済組合へ届いてから、共済組合でさらに審査をしますので、皆さまが病院で診療を受けてから給付等の処理が終わるまでに、概ね3カ月かかります。

共済組合では、皆さまに納めていただいている掛金と地方公共団体負担の負担金による財源の中から、毎月基盤機構を通じて各病院に支払いを行っています。

「医療費の支払いのしくみ」は以上のようになっていますが、これらの費用は、掛金と負担金を財源として賄われていますので、支払う医療費が増えるほど皆さまにご負担をお願いすることになります。

このため、日頃から丈夫な体が保てるよう心掛け、自己管理をするとともに、特定健康診査等を積極的に利用するなど、病気の早期発見・早期治療に努められるようお願いいたします。

お問い合わせ先

保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

交通事故にあったとき

交通事故によりケガをした場合、基本的には第三者（加害者）の不法行為により生じたものであり、ケガを負わせた者がその損害を賠償する義務があります（民法709条では、不法行為の成立及び効果として「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しています）。

しかしながら、交通事故の処理は即時解決できるものではないことから、加害者（相手側）からすぐに治療費等が支払われることが困難な場合が多くあります。



このような場合にマイナ保険証等を使用して治療を受けることは可能ですが、本来、治療費は加害者が負担すべきものですから、マイナ保険証等を使用し共済組合が負担した費用については、加害者に支払ってもらわなければなりません。

このために、共済組合は被害者に代わって加害者へ治療費等を請求する権利（損害賠償請求権）を取得します。これを損害賠償請求権の代位取得といいます。

交通事故でマイナ保険証等を使用するには、組合員の皆さまの協力が不可欠ですので、次の点に留意して対処してください。

1 相手の身元を確認しましょう

相手が不明では損害賠償を求めることができません。

相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、車のナンバー等できる限り詳しく確認しておきましょう。

民事責任・刑事責任の証拠を失わないためにも重要な措置ですので、落ち着いて対処しましょう。

小さいお子さま（被扶養者）が事故に遭われた場合等は、相手先の確認が困難なことがありますので、ご家族の

方に連絡をとることなど、交通事故について日頃から話し合っておきましょう。

後で具合が悪くなったり、症状が出る場合があります。その場で示談交渉に応じてしまうなど、治療費が請求できなくなるような話し合いはやめましょう。

2 警察に届けましょう

どんな些細な事故でも警察へ連絡しましょう。

事故直後は気持ちが張り詰めていて、打撲程度では痛みを感じないこともあります。後で腫れ上ったり、骨折していることが判明したりすることがよくあります。

すぐに届出をしないと、後になってからは事故状況がわからなくなり、医療費や慰謝料の請求ができなくなるなど不利な立場におかれることもあります。

届出は自分の権利を守るために必要なことです。

また、「交通事故証明書」を入手しておきましょう。

この「交通事故証明書」は共済組合に提出する必要があり、また、自動車保険に請求する場合も必ず必要なものです。

交通事故（第三者による不法行為等）でマイナ保険証等（※）を使用するには手続きが必要です

事故の届出は、人身事故として届出する必要があります。

3 医療機関でマイナ保険証等を使用する場合は必ず事前連絡をしてください

治療費は原則として加害者が支払うべきものですが、先ほども述べたようにマイナ保険証等を使用して治療を受けることもできます。その際、必ず共済組合又は勤務先の共済事務担当課へ事前連絡してください。できるだけ使用前に事故状況を把握しておく必要があります。

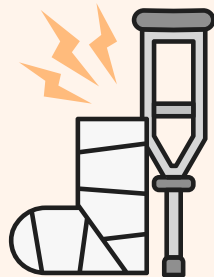
また、加害者へ保険診療分の治療費等の支払義務が発生することを伝えておいてください（共済組合が損害賠償請求権を取得しているので、後日共済組合から加害者に治療費の請求があること）。

※通勤災害や公務災害に該当する場合は、治療費の負担先が共済組合ではありませんのでマイナ保険証等は使えません。

また、「人身事故扱いにすると手続きが面倒だ」、「公務中のケガだが、ケガの程度が軽いから申請しなくていいだろう」ということをされますと、

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っております。



第三者行為や公務災害に該当された場合、本来加害者等が、その治療費を負担することとなります。そのため、共済組合が負担すべきでない医療費について、回収することに努めております。

この調査は、負傷によりマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書等を使用し、医療機関で治療された場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものかを確認するために必要な調査です。

短期財政の適正な運営のため、誠にお手数ではございますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

調査方法

共済組合からお勤め先の共済事務担当課を通して配付する「負傷原因報告書」により、組合員の皆さまに報告をお願いしております。

調査対象範囲

毎月病院などの医療機関から請求される診療報酬明細書（レセプト）の中から、外傷系の傷病名で3,000点以上を抽出し、調査しております。

ご注意

診療報酬明細書（レセプト）ごとの調査のため、同一の傷病により、複数月にわたり受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書（レセプト）が異なり、複数枚の報告書が配付されることがありますのでご了承ください。

また、調査時期が、受診されてから3カ月後以降の実施となりますので、外傷系の治療をされたときには、受診された日やその原因等を記録されておかれましてと役立つことと思っております。

4 共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください

マイナ保険証等を使用して医療機関にかかる場合は、共済事務担当課を経由して共済組合へ「損害賠償申告書」を提出してください。

これは共済組合が加害者（相手側）に対して損害賠償請求権を行使するために必要なものです。

「損害賠償申告書」の提出に際しては次の書類を添付してください。

医療費は共済組合の負担となり、医療費及び掛金・負担金の増高につながります。つきましては、皆さまの適正な手続きをお願いします。

- ① 交通事故証明書（人身事故扱いのもの）
 - ② 事故発生状況報告書
 - ③ 加害者（相手側）の車の自賠責保険の証明書の写し
 - ④ 加害者（相手側）の任意保険の証明書の写し（加入している場合）
 - ⑤ 加害者（相手側）の自動車車検証の写し
 - ⑥ 加害者（相手側）の保険会社の担当者及び連絡先（求償先）
 - ⑦ 加害者（相手側）の誓約書（加害者が保険診療分について支払うことの誓約）
 - ⑧ 念書（共済組合が損害賠償請求権を代位取得し行使することの組合員への確認）
- * 治療が終了したときや示談をするときは必ず連絡してください。

● 処理経過を連絡してください。

交通事故による治療や示談の処理には長期間に及ぶものがあります。加害者の自賠責保険や任意保険会社には本人負担部分を一旦請求するときなどは、共済組合にお知らせください。

後に共済組合が請求するまでの間の状況を把握しておく必要があります。

● 治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは、すみやかに共済組合に連絡してください。

事故による治療期間や治療費を把握するために必要になります。

● 示談の前に連絡してください。

交通事故によるケガの場合、後遺症が出てくる場合があります。示談を進めるうえで後遺症が発生

した場合も、その治療費はあらためて請求する等の約束を記載するのが通例です。

また共済組合へ治療費の支払義務があることを再確認させてください。

共済組合の代位請求の行使に不利な内容ですと共済組合が加害者（相手側）に対して治療費等を請求できなくなることもありますので、ご注意ください。

交通事故に遭ったときには、被害者であつても加害者であつても、精神的、肉体的両面において、大変な苦痛を強いられることとなります。

昨今では、自転車による事故も多発しています。自転車も軽車両となることから、交通ルールを遵守し、日頃から事故に遭わない工夫と安全運転を心がけましょう。

お問い合わせ先

保健課保健係

マイナンバーカードの利用と活用について

マイナンバーカードは、健康保険証利用だけではなく、より便利にマイナンバーカードでできることが広がっています（例：マイナンバーカードのスマートフォン搭載サービスの拡大、マイナ救急等）。

マイナンバーカードでできることについては、当組合ホームページにてご確認ください（デジタル庁等関係機関からの提供）いただけます。今月号ではその内容の一部をご案内いたします。



1 マイナンバーカードの健康保険証利用について

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで「過去のお薬・診療情報等の履歴に基づき、より良い医療を受けることができる」、「急にかかった医療機関等でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」、「突然の手術や入院でも手続なしで高額療養費の限度額を超える支払を免除される（高額療養費制度）」などのメリットがあります。医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

なお、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証での受付ができない場合は、マイナンバーカードと併せてマイナポータル資格情報画面又は資格情報のお知らせをご提示いただくなどの方法で、10割負担にならずに受付ができます。

2 マイナ救急について

マイナ保険証利用により、救急搬送時等に患者本人が受診歴や服用している薬などを説明できない状況でも、傷病者のマイナンバーカードを活用して救急隊員が傷病者の受診歴や薬剤情報等の医療情報を閲覧できるため、病気やけがで苦しんでいる本人が救急隊員に症状等を説明する負担を軽減できます。また、救急隊員が傷病者本人の正確な情報を取得することで、より円滑な医療機関選定やより適切な処置を行うことができます。

「マイナ救急」については、これまでの救急活動の中で一命を取り留めた事例などもあり、「国民の命を守る」取り組みとして全国展開されており、2026年度は712消防本部（離島等を除く約99%の消防本部）、5,417隊（約97%の救急隊）で運用されます。

3 マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには、マイナンバーカード自体の有効期限とマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限があります。有効期限を迎える方には、期限の2～3か月前を目途に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から有効期限をお知らせする「有効期限通知書」がご自宅に送付されます（国外転出者向けマイナンバーカードを所持する方には有効期限通知書は郵送されませんが、期限の1年前から更新手続きがオンラインで申請可能です）。

マイナンバーカードと電子証明書、いずれも有効期限の3か月前から更新可能です。

【マイナンバーカードの有効期限について】

マイナンバーカードが発行された時点で、18歳以上の場合は発行日以後10回目の誕生日、18歳未満の場合は発行日以後5回目の誕生日が有効期限になります。

【マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限について】

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

マイナンバーカードの券面に記載がない場合は、マイナポータルから確認できます。

4 安全なマイナンバーカードの携行について

マイナンバーカードの券面やICチップには、安全に利用ができるよう様々な技術が施されています。安心して携行してください。

● マイナンバーカードを落としても、悪用を防ぐ仕組みがあります

見る角度によって色が2色に変化して見えるインキを使用、顔写真の表示への特殊な加工、文字をレーザーによって印字するなど券面の偽造を困難にしています。

券面は顔写真付のため、仮に紛失しても、第三者が容易になりすますことはできません。

ICチップに記録された情報を読み取るには、暗証番号や顔認証が必要です。暗証番号は、一定回数間違えるとロックがかかり、本人が手続をしないとロックの解除ができないようになっています。

● マイナンバーを見られただけでは税や年金などの個人情報盗まれません

マイナンバーカードの裏面に記載されている12桁のマイナンバー（個人番号）を見られても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

● 不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れます

ICチップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組みになっています。

● ICチップには必要最小限の情報のみ記録

マイナンバーカードに搭載されているICチップには、病歴などの医療情報、金融機関の口座番号、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

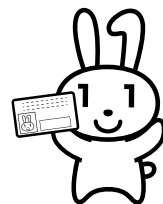
● 情報の分散管理のしくみ

マイナンバー制度は、国があらゆる情報を特定の一カ所に集めて管理、閲覧することができる「一元管理」の仕組みではありません。行政手続などで必要な情報を、必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用しています。あらゆる情報を特定の機関に集約し、共通データベースをつくるような仕組みではないため、芋づる式に情報が漏れることはありません。

情報のやりとりは、システム内でのみ突合可能な、役所ごとに異なるコード（暗号化された符号）で行われます。行政職員であっても、手続を受け付ける職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。

● セキュリティの国際標準の認証を取得

セキュリティ機能評価の国際標準である「ISO/IEC15408認証」を取得しています。



マイナンバー
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通）
資格調定係

TEL 043(248)1116

資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について

種 類	返 納 の 要 否
資格情報通知書	返納不要
資 格 確 認 書	資格喪失時点で有効な「資格確認書」をお持ちの場合は、資格喪失後に返納 ※既に有効期限が切れている「資格確認書」の返納は不要

《注意点》

○「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」等が交付されている場合には、返納が必要となります。

○資格喪失後もそのまま「資格確認書」等を使用して、保険医療機関等で受診した場合は、不正使用となりますので決して使用しないでください。

また、資格確認書記入可能欄（住所等）以外の部分をご自分で訂正等することも不正使用となりますので、決して加筆・訂正等をしないでください。

《返納先について》

○組合員及びその被扶養者→元勤務先の共済事務担当課へ返納

○任意継続組合員及びその被扶養者→共済組合へ返納

「資格確認書（任意継続）」等の返納先

〒260-8502

千葉市中央区中央港1-13-3

千葉縣市町村職員共済組合 保健課

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116
資格調定係

契約施設のお知らせ

特約店情報変更のお知らせ

●特約店名の変更がありました

	特約店名（特約店No）	本社住所	電話番号
新	ホンダカーズ市川（020）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟6階	TEL 043(239)6300
旧	ホンダベルノ市川（020）	千葉縣市川市鬼高4-8-8	TEL 047(425)9323

●営業所の追加がありました

特約店名（特約店No）	営業所名	営業所住所	電話番号
千葉トヨペット（001）	おおあみ白里（080）	千葉県大網白里市経田39-1	TEL 0475(70)1181
ホンダカーズ市川（020）	HONDACARS市川市川駅前店（013）	千葉縣市川市新田1-15-20	TEL 047(326)5151
	HONDACARS市川浦安店（014）	千葉県浦安市北栄4-20-26	TEL 047(312)6788
	HONDACARS市川松戸北店（015）	千葉県松戸市松戸新田556-1	TEL 047(365)6665
	HONDACARS市川市川北店（016）	千葉縣市川市南大野1-7-10	TEL 047(338)3111
	HONDACARS市川IU-Select 松戸北店（017）	千葉県松戸市松戸新田557番地	TEL 047(703)4311



千葉縣市町村職員年金者連盟会員募集中！

年金者連盟は高齢者の働きやすい社会の実現を目指しています



近年は、定年延長や再雇用制度により、60歳を過ぎても働くようになりました。

これからさらに高齢になっても働き続ける社会になることでしょう。

年金者連盟では、全国市町村職員年金者連盟や全国の市町村職員年金者連盟と協同し、毎年、県選出の国会議員へハガキ陳情や国会議員訪問陳情を行っています。

その中で、年金制度の改善のみならず、高齢者の就業促進について、労働環境や雇用条件の充実を図ることを求めています。

また、働くためには健康を守ることも不可欠です。

そのため、高齢者の健康を守り高齢が安心して働ける環境を整えることも求めています。

社会を変えるにはできるだけ多くの方の力が必要です。共に支えあって高齢化社会の暮らしを豊かなものにしていきましょう。

年金受給開始前の方でも千葉縣市町村職員共済組合の組合員であった方（退職した方）で60歳以上の方であれば加入いただけます。

退職後はぜひ年金者連盟への加入をご検討ください。

※退職していれば、フルタイム再任用の方も加入できます。

※組合員期間が短期組合員・後期高齢者等短期組合員のみ方は対象外です。

被扶養者の取扱い基準の事例について

被扶養者の取り扱い基準については、共済だよりでその都度ご案内しておりますが、毎年、「扶養事実確認調査」にて被扶養者資格の取消となるケースが散見されます。今月は被扶養者の取り扱いをQ&A形式にしましたので、被扶養者が取消となることがないかご確認ください。

Q1 被扶養者である配偶者（30歳）がパート先A（末日締め翌月10日払い）と、パート先Bで（15日締め25日払い）給与収入を得ています。この場合、月の扶養限度額の確認についてどのように合算しますか？

A1 下表（複数の勤務先から給与収入を受けている場合）のとおり、それぞれの基準日（実働の支払対象期間の初日）毎にそれぞれの収入を合算し扶養限度額（下表「被扶養者の収入要件に係る扶養限度額」参照）を判断します。支給日ごとに合算しません。

表 複数の勤務先から給与収入を受けている場合

●A会社（末日締め、翌月10日払い）

支給日	支払対象期間	基準日	支給総額
3月10日	2/1～2/28	2月1日	50,000円
4月10日	3/1～3/31	3月1日	30,000円
5月10日	4/1～4/30	4月1日	60,000円
6月10日	5/1～5/31	5月1日	80,000円
7月10日	6/1～6/30	6月1日	60,000円
8月10日	7/1～7/31	7月1日	80,000円

●B会社（15日締め、当月25日払い）

支給日	支払対象期間	基準日	支給総額
3月25日	2/16～3/15	2月16日	20,000円
4月25日	3/16～4/15	3月16日	30,000円
5月25日	4/16～5/15	4月16日	40,000円
6月25日	5/16～6/15	5月16日	50,000円
7月25日	6/16～7/15	6月16日	40,000円
8月25日	7/16～8/15	7月16日	60,000円

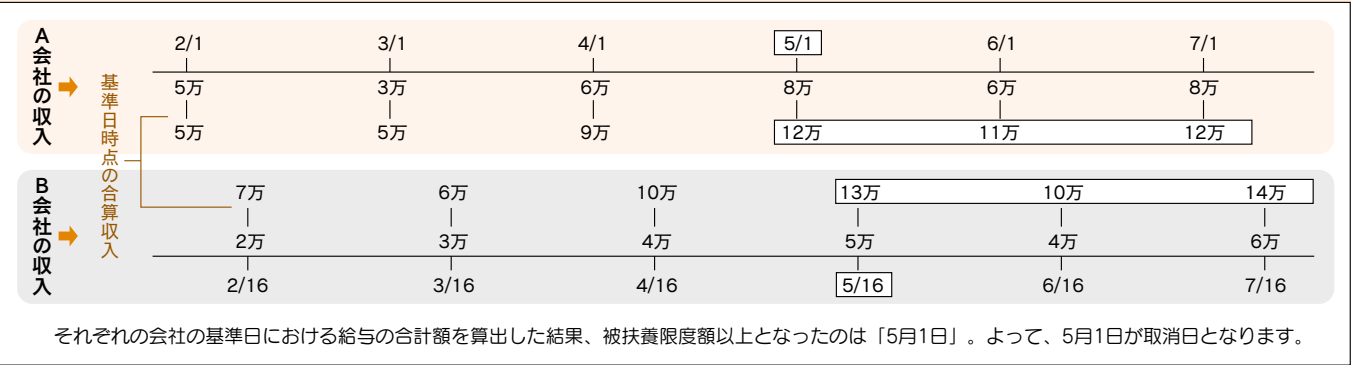


表 被扶養者の収入要件に係る扶養限度額

被扶養者	扶養限度額（年額）	扶養限度額（月額）	扶養限度額（日額）
19歳未満の方	130万円	108,334円	3,612円
19歳以上23歳未満の方	150万円（配偶者のみ130万円）	125,000円	4,167円
23歳以上60歳未満の方	130万円	108,334円	3,612円
60歳以上の方または年齢に関わらず障害年金を受給している方	180万円	150,000円	5,000円

Q2 被扶養者である配偶者（40歳）がパートを辞め、給与収入はなくなりましたが、在職中に雇用保険に加入していたので、失業等給付を受給することになりました。この場合、被扶養者の資格は取消となりますか？

A2 失業等給付の支給が開始され、その給付日額が3,612円以上の場合は、支給されている間は被扶養者としては認定されません。なお、給付制限期間中等により、失業等給付が支給されない場合は、その他に収入があれば引き続き被扶養者として認定されます。

Q3 被扶養者である長男（23歳）が令和8年3月に大学を卒業し、4月から就職しました。しかし、3カ月間は研修期間のため健康保険の適用は無く、7月から健康保険の加入となりました。なお、給料は4月から15万円支給されています。この場合は、研修期間である6月まで、引き続き被扶養者とすることができますか？

A3 就職日から扶養限度額（108,334円）以上の収入が生じていますので、健康保険が未加入であったとしても被扶養者資格は就職日時点で取消となります。

Q4

被扶養者である配偶者（50歳）はパートをしており、毎月の給料は諸手当等を含めて扶養限度額未満である108,334円未満ですが、パート先で健康保険に加入しています。この場合、被扶養者の資格は取消になりますか？



A4

取消になります。
収入が扶養限度額未満でも、勤務先で健康保険に加入したときは、被扶養者の資格は取消になります。
※被用者保険の適用拡大により、給料額等に変わりがなくとも健康保険に加入する事例が増えています。被扶養者の健康保険の加入にご注意ください。

Q5

10月10日に65歳の誕生日を迎え、日本年金機構より支給される老齢基礎年金を受け取る請求を行いました。請求した年金によって扶養限度額以上（60歳以上・180万円）になる見込みです。この場合は、どの時点で取消となりますか？

A5

老齢基礎年金については、誕生日の前日の属する月の翌月1日から老齢基礎年金を受け取ることになったと考えます。今回のケースでは10月9日が誕生日の前日なのでその属する月の翌月1日である11月1日から老齢基礎年金の年金収入が発生したと考えます。
したがって11月1日に取消となります。

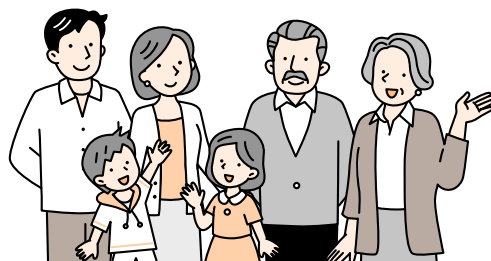
Q6

同居している実母（63歳）は、収入が公的年金100万円のみで、その他の収入がありません。

また、実父（64歳）も同居しており、その収入は公的年金100万円と農業収入100万円の合計200万円です。

その後、父は公的年金の金額が増額し200万円となりました。

組合員である私の方が父よりも収入が多く、母の収入も扶養限度額（60歳以上・180万円）未満であるため、母はこのまま被扶養者として認定を継続できますか？



A6

この場合、母の収入は扶養限度額未満ですが、父の公的年金の増額により父母の収入合計が400万円になり、父母の扶養限度額合計360万円（父母共に60歳以上のため180万円＋180万円）以上となるので、夫婦相互扶助の観点から父が経済的に母を扶養しているものと判断し、母の取消が必要となります。

Q7

扶養に入っている配偶者（60歳）が個人年金を受け取るようになりました。経費を差し引いた金額が扶養限度額（60歳以上・180万円）未満であればこのまま被扶養者として認定を継続できますか？

A7

個人年金の経費は、扶養限度額の控除可能な必要経費として控除できません。経費を差し引く前の金額が扶養限度額以上の場合は取消となります。

Q8

扶養に入っている長男（20歳）は現在1人暮らしで別居しています。長男の収入はアルバイトによる給与収入が毎月11万円です。毎月5万円を仕送りすれば仕送り額は十分ですか？

A8

仕送りの要件は、送金等による方法であること、毎月であること及び月額5万円以上、かつ、認定対象者全員（既に認定されている別居の被扶養者を含む。）の全収入の2分の1以上の金額であることとなります。今回のケースでは仕送り額が長男の全収入の2分の1を下回っているため学費や家賃の支払いなど追加で金銭的援助をする必要があります。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通）
資格調定係 TEL 043(248)1116

標準報酬の月額の随時改定について



標準報酬の月額は、共済だより令和8年8月号でご案内させていただきましたとおり、原則として「定時決定」により、年1回、毎年9月から新しい額が決定されます。

しかし、年の途中で昇給・降給等により報酬の額が著しく変わった場合、実際に受けている報酬とすでに決定されている標準報酬の月額との間に大きな隔たりが生じることになります。

このような隔たりを解消するために、年途中での「随時改定」が行われます。

1 随時改定の要件

次の要件をいずれも満たす場合、随時改定の対象となります。

- (1) 昇給・降給等により、固定的給与に変動があること。(※1)
- (2) 継続した3カ月間に受けた報酬の平均額から算定した標準報酬の等級と、現在適用されている標準報酬の等級とで、2等級以上の差があること。(※2)

※1 非固定的給与の変動では、随時改定は行いません。

- 固定的給与…基本給（給料表の給料月額）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等
- 非固定的給与…時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等

※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したかいずれも減額した場合に限られます。

したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合、またはその逆の場合には、随時改定は行いません。

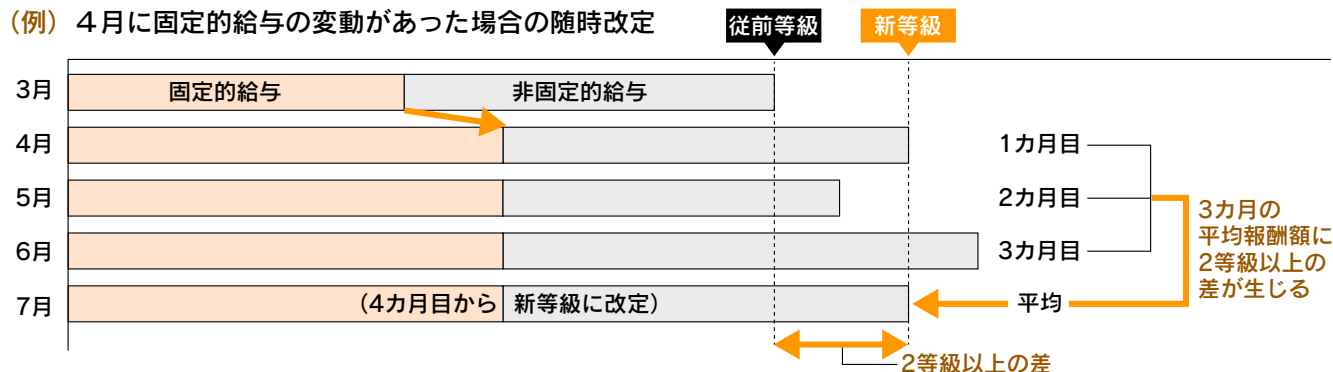
* 上記の算定方法以外にも、例外的な算定方法がとられる場合があります。

2 改定期期と適用期間

継続した3カ月の翌月から標準報酬の月額が改定されます。適用期間は、改定月によって次のとおりです。

1月～6月から改定	その年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）	* 改定が7月～9月からの場合、その年の定時決定は行われません。
7月～12月から改定	翌年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）	

(例) 4月に固定的給与の変動があった場合の随時改定



3 随時改定における年間平均額による保険者算定

随時改定では、原則として固定的給与の変動月から3カ月間の報酬平均額により標準報酬の月額を改定しますが、標準報酬の月額の決定または改定に際し、通常の方法により算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、年間平均額により標準報酬の月額を改定する保険者算定を行うことができます。

具体的には、①固定的給与の変動月から継続した3カ月間の平均により算定した標準報酬の月額と、②変動月から3カ月間に受けた固定的給与の月平均額に、変動月前の継続した9カ月と変動月後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額との間に2等級以上の差が生じ、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合には、年間平均により算定した標準報酬の月額にて算定することができます。

年間平均額による保険者算定が可能な要件

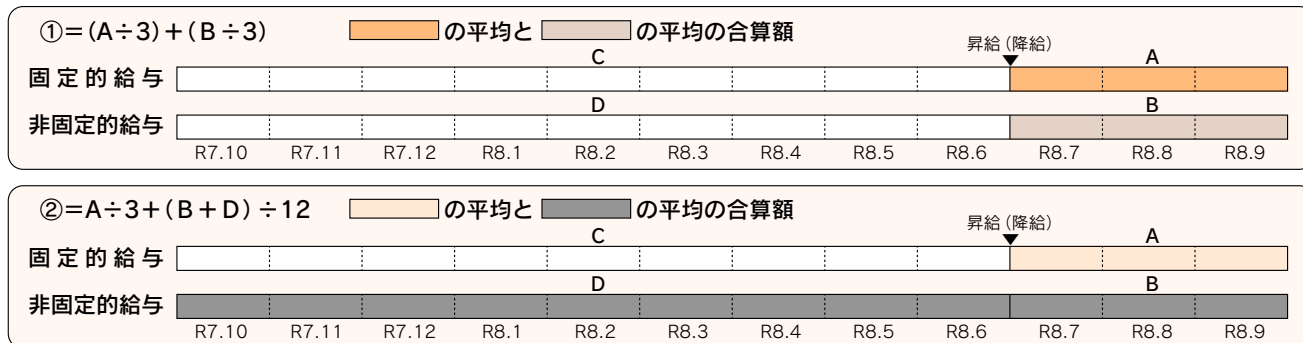
次のすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

①昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額に、同3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額

②昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9カ月と昇給（降給）月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額（年間平均額から算出した標準報酬の月額）

※年間平均額による保険者算定は、昇給（降給）による固定的給与変動の場合のみが対象となります。



(2) 上記 (1) の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること

※「今年は多忙な業務に従事していたが来年は分からない」というような場合は該当しません。

(3) 現在の標準報酬の月額と年間平均額から算出した標準報酬の月額との間に1等級以上の差があること

(4) 年間平均額による保険者算定について、組合員が同意をしていること

ご注意ください

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来受給する年金の算定にも用いられるため、ご本人が受ける給付にも影響が生じてくるものとなります。

年間平均額による保険者算定の該当例

7月が固定的給与の変動月（昇給月）

現在の標準報酬の月額240千円（短期19等級－厚生年金16等級－退職等年金給付16等級）

	固定的給与	非固定的給与	合計	月平均報酬額	標準報酬の月額
7月	260,000円	35,000円	295,000円	(295,000円 + 320,000円 + 270,000円) ÷ 3 295,000円	300千円 短期 22等級 厚生年金 19等級 退職等年金給付 19等級 通常はこの等級で改定
8月	260,000円	60,000円	320,000円		
9月	260,000円	10,000円	270,000円		

例年繁忙期のため7月～9月の時間外勤務手当が増える場合、①7月～9月の固定的給与の平均額 + 7～9月の非固定的給与の平均額と、②年間平均額（7月～9月の固定的給与の平均額 + 前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額）とを比較

① 7月～9月の固定的給与の平均額 + 7～9月の非固定的給与の平均額
(260,000円 + 260,000円 + 260,000円) ÷ 3 = 260,000円
(35,000円 + 60,000円 + 10,000円) ÷ 3 = 35,000円
260,000円 + 35,000円 = 295,000円
標準報酬の月額 300,000円
標準報酬の等級 22等級 - 19等級 - 19等級
(短期) (厚生年金) (退職等年金給付)

② 年間平均額（7月～9月の固定的給与の平均額 + 前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額）
7月～9月の固定的給与の平均額 260,000円
前年10月～当年9月の非固定的給与の平均額 9,000円
※支払基礎日数が17日未満の月は除いて算定します。
年間平均額 269,000円
標準報酬の月額 260,000円
標準報酬の等級 20等級 - 17等級 - 17等級
(短期) (厚生年金) (退職等年金給付)

標準報酬の月額
260千円
短期 20等級
厚生年金 17等級
退職等年金給付 17等級

①と②とで2等級の差が生じているため、年間平均額で改定

※前記1の随時改定の要件を満たしていること及び前記3の(4)の要件（組合員の同意）を満たしていることも必要です。

※当該例については、繁忙により7月～9月に受ける報酬が高額である場合を示していますが、閑散により報酬が低額である場合においても、同様の保険者算定を行うことが可能です。

4 標準報酬決定・改定通知書の送付

随時改定に該当された方には、標準報酬決定・改定通知書を勤務先の共済事務担当課を経由して送付させていただきます（原則として、改定月の翌月の送付となります）。

通知書は、標準報酬の月額の改定を通知するものですので、組合員の皆さまからの手続きはございません。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116
資格測定係

高額療養費制度の見直しについて

令和8年8月からの見直しの内容や自己負担限度額の変更点を、わかりやすくご紹介します。

※令和9年8月から適用される変更点については、今後の共済だよりでご紹介します。



高額療養費制度とは

①1人が、②同一月内に、③同一医療機関等の窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。入院時の食事負担や差額ベッド代等は含みません。

※医科、歯科及び入院、外来は別の医療費とします。また、院外処方の調剤料は合算します。

見直しのポイント

高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

将来にわたり制度を維持していくため、段階的に制度が見直され、月ごとの自己負担限度額が引き上げられました。

年間上限の新設

月ごとの自己負担額の合計が年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費は共済組合から還付を受けることができる制度が新設されました。

当組合にご加入の方は附加給付制度（一部負担金払戻金・家族療養費附加金等）による払い戻しにより、一部の方^(※)を除き年間上限が適用されることはありません。

高額療養費の他に、当組合では独自の附加給付制度として、組合員を対象に給付する「一部負担金払戻金」、被扶養者を対象に給付する「家族療養費附加金」等があります。高額療養費の支給がある場合、高額療養費支給後の一部負担金(自己負担額)を下記の表のとおり計算し、支給されます。よって、最終的な自己負担額は高額療養費、「一部負担金払戻金」等の附加給付制度を除いた額となり、当組合にご加入の方は、一部の方^(※)を除き年間上限を超えることはありません。

※高額療養費等の所得区分が月の途中で変更された方、世帯合算の高額療養費が支給されている方、住民税非課税の方、70歳以上で外来特例が適用される方 など

一部負担金払戻金 家族療養費附加金	一般区分（標準報酬の月額530,000円未満の組合員及びその被扶養者） (自己負担額 - 25,000円) = 附加金 *世帯合算時 50,000円
	上位区分（標準報酬の月額530,000円以上の組合員及びその被扶養者） (自己負担額 - 50,000円) = 附加金 *世帯合算時 100,000円

*1,000円未満不支給、100円未満切り捨て

高額療養費制度の自己負担限度額

70歳未満の方

標準報酬月額	これまで	
	月額上限 (円) 〈多数該当〉	
83万円以上	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ 〈140,100〉	
53万円以上 83万円未満	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ 〈93,000〉	
28万円以上 53万円未満	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ 〈44,400〉	
28万円未満	57,600 〈44,400〉	
住民税非課税	35,400 〈24,600〉	

令和8年8月診療分～		
月額上限 (円) 〈多数該当〉	年間上限	
	月額上限 (円) 〈多数該当〉	
$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$ 〈140,100〉	168万円	
$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$ 〈93,000〉	111万円	
$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$ 〈44,400〉	53万円	
61,500 〈44,400〉	53万円	
36,900 〈24,600〉	29万円	

70歳以上の方

標準報酬月額	これまで	
	月額上限 (円) 〈多数該当〉	
83万円以上	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ 〈140,100〉	
53万円以上 83万円未満	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ 〈93,000〉	
28万円以上 53万円未満	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ 〈44,400〉	
28万円未満	57,600 〈44,400〉	18,000 (年間上限144,000)
住民税非課税	24,600	8,000 (年間上限144,000)
住民税非課税 (一定所得以下)	15,000	

令和8年8月診療分～		
月額上限 (円) 〈多数該当〉	年間上限	
	月額上限 (円) 〈多数該当〉	
$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$ 〈140,100〉	168万円	
$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$ 〈93,000〉	111万円	
$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$ 〈44,400〉	53万円	
61,500 〈44,400〉	22,000 (年間上限216,000)	53万円
25,700 〈24,600〉	11,000 (年間上限96,000)	29万円
15,700	8,000 (年間上限96,000)	18万円



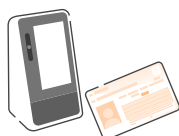
計算例でわかる医療費の負担額

例えば、1カ月の総医療費が100万円かかったら…
(標準報酬月額28万円～53万円未満の場合)

総医療費100万円		
自己負担額 (30%) 30万円		共済組合負担額 (70%) 70万円
↓		
自己負担額 92,940円	高額療養費 207,060円	1カ月の総医療費が100万円だった場合 $85,800円 + (1,000,000円 - 286,000円) \times 1\%$ = 92,940円
最終的な 自己負担額 25,040円	附加金 67,900円	$92,940円 - 25,000円^* = 67,900円$ (附加金) $^* 100円未満切り捨て$ $92,940円 - 67,900円 = 25,040円$ (最終的な自己負担額) * 附加金の支給額は令和8年10月現在の当組合定款に基づいて計算。

※2026年8月の制度見直し後の計算

マイナ保険証があれば、窓口での支払いが自動的に自己負担限度額までに抑えられます



医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えるには、マイナ保険証をご利用ください。事前の手続きなく、高額療養費制度が適用されます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証を事前に申請して医療機関に提示してください。提示しない場合は、一旦、医療機関の窓口で自己負担額をお支払いいただき、後日、共済組合へ申請することで、高額療養費の支給を受けることができます。

※オンライン資格確認に対応している医療機関等で、限度額情報の提供に同意することで、自己負担限度額までに抑えられる場合があります。

お問い合わせ先

保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

ライフプランシミュレーションをご利用ください！

当組合のホームページに組合員の皆さまのライフプランに役立つサイト「ライフプランシミュレーション」を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

閲覧方法

当組合ホームページのトップ画面にある、「ライフプランシミュレーション」のバナーをクリックしてください。ID やパスワードは不要です。



お問い合わせ先

総務課総務係(直通) TEL 043(248)1110

人事異動のお知らせ

●令和8年8月1日付け異動等

氏 名	新 職 名	旧 職 名
布 施 幸 一	事務局長兼施設長	事務局長兼出納長
関 裕 行	出納長	施設長
吉 野 剛	総務課付主幹	年金課主幹兼記録調査係長
何 木 隆 志	経理課主幹兼経理係長	総務課付主幹
大 野 絵 美	福祉課主幹兼福祉係長	経理課主幹兼経理係長
潤 間 聡	年金課記録調査係長	福祉課福祉係長
山 形 晃 貴	保健課保健係主査	情報管理課情報管理係主査
遠 藤 頌 大	福祉課厚生係主任主事	保健課保健係主任主事
目 黒 雅 季	情報管理課情報管理係主事	福祉課厚生係主事

給付金送金日のご案内

10月28日(水)、11月27日(金)、12月25日(金)

※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

10月28日(水)、11月27日(金)、12月25日(金)

※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。

任意継続組合員の方については、払戻月の10日(12月は7日)(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに共済組合に到着です。

10月1日現在の利率は1.9%(税引き後1.514015%)です。

任意継続組合員の皆さまへ

10月は11月分の掛金、11月は12月分の掛金の払込月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は11月分の振替日が10月26日、12月分の振替日が11月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いいたします。

組合の概況 (令和8年8月末現在)

①団体数	市	37
	町村	17
	一部事務組合等	43
	計	97
②組合員数	男	37,308人
	女	42,625人
	計	79,933人
③被扶養者数		44,844人
④任意継続組合員数		1,717人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室(無料)を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に必要事項(下記)をご記入のうえ、開設日の15日前まで(必着)に下記宛てへ親展でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。

※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必 要 事 項

- | | |
|--------------|----------------|
| ①所属所名及び所属部署名 | ⑤自宅電話番号 |
| ②組合員氏名 | ⑥勤務先電話番号 |
| ③組合員等記号・番号 | ⑦日中、連絡のとれる電話番号 |
| ④自宅住所 | ⑧相談希望日 |
| | ⑨相談内容 |

税務・法律相談申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114 (福祉課厚生係直通)

11月・12月の相談室開設日

税 務 相談室	税理士 青木 幸弘 (あおき ゆきひろ)
	11月10日(火)、12月8日(火)
法 律 相談室	弁護士 河邊 義範 (かわべ よしのり)
	11月11日(水)、12月9日(水)

メンタルヘルス相談室

こころの悩みに心理カウンセラーが対応します。

ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBで対応しております。

また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

たとえばこんなとき…

- ・ストレスがたまってイライラしている
- ・職場やプライベートの人間関係で悩んでいる
- ・夜中や早朝に目が覚めてしまい、あまり眠れない
- ・子どもが不登校になってしまった
- ・誰かに話を聞いてもらいたい…

スポットカウンセリング (予約不要)

電話・Web

相談受付時間

☎ 電話 9:00～22:00・年内無休

🌐 Web 24時間・年内無休

継続カウンセリング (予約制)

対面・オンライン面談・電話

予約受付時間

☎ 電話 月～金 9:00～21:00

土 9:00～16:00

(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

🌐 Web 24時間・年内無休

☎ 0120(765)232

千葉県市町村職員互助会からの お知らせ

1 サポート保険等 ～契約内容が更新されます～

今年度の更新手続期間中（6月30日迄）にお申し込みいただいたサポート保険等の加入・変更・脱退等の内容については、令和8年10月1日から効力が発生し、1年間の契約となります（以降、お手続きをされないかぎり1年毎に自動更新）。

9月下旬～10月上旬に配付しました「2026年度ご加入の通知」は、令和8年10月1日からの加入内容を確認できる書類ですので、1年間大切に保管してください。

※各制度の詳細等については、パンフレット（「サポート保険等総合ガイドブック」）でご確認いただけます。パンフレットをお持ちでない場合は、サポート保険WEBサイトからデジタルパンフレットを閲覧できますのでご利用ください。

※短期組合員の方について、令和9年10月更新以降は加入・増額はできませんので、ご注意ください。



◎ 保険金や給付金はどうのように請求するのですか？

現職者の方

サポート保険等は団体保険のため、請求手続きはお勤め先を通して行っていただきます。

請求する保険の種類等により必要書類が異なりますので、請求事由が生じましたら、すみやかにお勤め先のサポート保険等事務担当課にお問い合わせください。

なお、「傷害保険」または「サポートプラス（損保部分）」を請求するときは、ご自身でWEBによる事故連絡（下の二次元コードよりアクセスできます）または『事故連絡票』を互助会へFAXにて提出してください。

千葉県市町村職員共済組合のホームページよりアクセスできます。



退職者の方

退職者の方については、（株）日本共同システムがお手続きの窓口になります。

請求する保険の種類等により必要書類が異なりますので、請求事由が生じましたら、すみやかにお問い合わせください。

●お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-129-128
(9:00～17:00 ※土日祝も開設)

◎ 加入内容の変更はできますか？

新規加入・変更・脱退ともに、お申込みは毎年度1回の更新手続期間（5月～6月頃）のみ受付けておりますので、次回更新手続期間に向けてご検討をお願いいたします（退職に伴う脱退を除く）。

なお、死亡保険金の受取人及び指定代理請求者の変更につきましては随時承りますので、変更をご希望の場合はお勤め先のサポート保険等事務担当課（退職者の方は（株）日本共同システム）を通じてお手続きください。

サポート保険等に関するお問い合わせ先

引受会社：明治安田生命保険相互会社（事務幹事）
公法人第二部法人営業第一部 TEL 03(5289)7146
〈サポート保険Webサイト〉 <http://www.group-welfare-my.jp/support-hoken/>
*千葉県市町村職員共済組合ホームページからもアクセスできます。



2 葬儀費用の割引について ～万一の際にお役立てください～

会員の皆さまやそのご家族に万一のことがあった際に下記の契約葬儀会社を利用した場合、対象商品が一般価格より割引となります。

割引の適用を受けるには、必ずご葬儀の申込み時に「千葉県市町村職員互助会の会員（またはその家族）」である旨をお申し出のうえ、「資格情報通知書」「互助会会員証」等の提示等により、当互助会の会員であることを申し出てください。

※葬儀執行後の申し出や証の提示等がなかった場合、遡って割引を適用することはできませんのでご注意ください。

〈契約葬儀会社〉

会 社 名	お問い合わせ先
SOUセレモニー株式会社(博全社)	0120(444)999
SOUセレモニー株式会社(アスカ)	0120(425)055
セクト株式会社	0120(00)5564
株式会社ライフクリエイト(ライフケア)	0120(79)0983
株式会社ユニクエスト(小さなお葬式)	0120(968)297

※対象商品等については各葬儀会社により異なりますので、直接お問い合わせください。

お問い合わせ先 千葉県市町村職員互助会 TEL 043(248)1134

直営施設をご活用ください！

オークラ千葉ホテル

P38のお得なクーポンをご利用ください。詳しくはオークラ千葉ホテル（フロント）までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

オークラ千葉ホテル（フロント）
TEL 043(248)1111



<https://www.okura-chiba.com/>

オークラ千葉ホテル 検索

ログインID : okura
パスワード : chiba

黒潮荘

期間限定のお得なプランをご利用ください。詳しくは黒潮荘までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

黒潮荘（直通）
TEL 04(7092)2205



<https://www.kuroshioso.jp/>

黒潮荘 検索

パスワード : 9640

那須の森ヴィレッジ

来年度は4月9日（金）からオープンします。皆さまのご利用を心よりお待ちしております。



ご予約・お問い合わせ先

那須の森ヴィレッジ（直通）
TEL 0287(78)1636



<https://www.nasunomori-village.jp/>

那須の森ヴィレッジ 検索

オークラ千葉ホテル 展望浴室 スパ・スカイビュー



バスタオル、フェイスタオル付きのため、手ぶらでご利用いただけます。ゆったりと広い湯船につかりながら、日々の疲れを心ゆくまで癒してください。

スパ
利用案内

場 所 : 本館10階

時 間 : 15:00~23:00（最終入場22:30）

料 金 : 日帰りの方（組合員及びそのご家族）

お一人様…500円（税込）／ご宿泊の方…無料

※日帰りでご利用の際は、保健施設利用券をお持ちください。

「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内

「お宿ねっとメンバーズカード」は黒潮荘、那須の森ヴィレッジの両施設で使えるポイントカードです。

（1）「お宿ねっとメンバーズカード」の発行手続き

黒潮荘及び那須の森ヴィレッジへご宿泊の際に、発行手続きをしています。

（2）ポイント付与及びポイント利用特典について

利用料金2,200円（税込）毎に1ポイントを付与させていただき、貯まったポイント数に応じて次回以降の宿泊料を下記のとおり割引させていただきます。

ポイント数	30ポイント	50ポイント	100ポイント	200ポイント	300ポイント(割引上限)
割引額	1,000円	2,000円	6,000円	16,000円	30,000円

（3）黒潮荘と那須の森ヴィレッジ以外の株式会社エムアンドエムサービスが受託する保養所・公共の宿などの「お宿ねっと他施設」における「お宿ねっとメンバーズカード」の取扱いについて

「お宿ねっと他施設」において、「お宿ねっとメンバーズカード」は使用できません。

お問い合わせ先

施設管理課（直通） TEL 043(248)1119
福 祉 課（直通） TEL 043(248)1114

申込み受付中!

① 傷害総合保険・所得補償保険・ 団体長期障害所得補償保険

保険期間 2027年2月1日午後4時から1年間

保険料お支払方法 2027年2月から給与控除(月払)

申込締切日 2026年10月20日(火)

ケガの補償もケガ以外の補償も充実!

● 傷害総合保険

※ファミリータイプやゴルフアタイプなど様々なタイプをご用意しております。

病気やケガで働けないときの収入を最長1年間サポート!

● 所得補償保険

※入院中だけでなく医師の指示による自宅療養中も対象です。

さらに最長60歳まで収入をサポート!

● 団体長期障害所得補償保険

熱中症の補償にも対応しています。

短期組合員の皆さまにもご加入いただけます! ご自身のために、ご家族のために、ぜひこの機会に加入をご検討ください。



傷害総合保険、
所得補償保険は

36%割引

(団体割引20%)
(優良割引20%)

団体長期障害
所得補償保険は

20%割引

(団体割引20%)



自転車事故の賠償に備えた保険に加入していますか?

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(2017年4月施行)」が改正され、2022年7月1日から自転車利用者は、自転車事故の賠償に備えた保険の加入が義務化されました。自転車事故によるケガや賠償への備えなら傷害総合保険にご加入ください!

② 公務員賠償責任保険

保険期間 2027年4月1日午後4時から1年間

保険料お支払方法 2027年5月27日にご指定口座より控除(年払)

申込締切日 2026年10月20日(火)

住民監査請求 住民訴訟賠償 民事訴訟など その他の損害賠償請求
万一の場合に備え安心して公務に専念するためにぜひご加入を!!



重要!

保険料の口座振替日は
2027年5月27日となります。

保険契約者

千葉県市町村職員共済組合

申込方法

今回新規でお申込みの方、契約内容を変更される方は加入依頼書を各所属所共済事務担当課へご提出ください。提出のない方は現在と同じ型で継続となります。

取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
電話 043(248) 1536 (受付時間: 平日の午前9時から午後4時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
千葉支店法人支社

〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル7階
電話 050(3808) 5960 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

このページは概要を説明したものです。詳しくは配布済のパフレットをご参照ください。パフレットがお手元にない場合やご不明な点がある場合は、上記取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

SJI26-12109 (作成日: 2026年8月18日)

秋

の宿泊プラン のご案内

期間

令和8年9月3日(木)～
11月30日(月)まで

黒潮山海コース

旬の鮮魚、旨み溢れる国産牛、香り豊かな茸。彩り豊かな秋の味覚を、一品一品丁寧に仕立てました。この季節だけの旬のおいしさをご堪能ください。

お一人様
1泊2食付
10,750円※



なぎさコース

秋の味覚をふんだんに盛り込んだ和会席。素材の旨みを生かした、季節を感じる料理をお楽しみください。+500円でご飯をお寿司5貫盛りに変更できます。

お一人様
1泊2食付
8,650円※



黒潮荘感謝祭 秋

期間：令和8年10月1日(木)～
10月31日(土)まで

4月に開催し大好評をいただきました、
黒潮荘感謝祭が内容をそのままに早くも再登場

今回も通常**8,650円**のなぎさコースが**7,300円**（休前日は+1,210円）、
さらに、次回ご利用いただけるお得な5%割引券(※)もお渡しいたします。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだ利用したことのない方から常連の方々まで、この機会に、黒潮荘をぜひご利用ください。

※各種割引、助成券控除後の金額から5%割引になります。



● 黒潮荘休館日

令和8年 10月	11月	12月
13日(火) 14日(水) 15日(木)	9日(火) 10日(水) 11日(木) 24日(火) 25日(水)	1日(火) 2日(水) 3日(木) 21日(火) 22日(水) 23日(木)
令和9年 1月	2月	3月
5日(火) 6日(水) 19日(火) 20日(水) 21日(木)	1日(火) 2日(水) 16日(火) 17日(水)	1日(火) 2日(水) 15日(火) 16日(水)



冬の宿泊プラン のご案内

期間

令和8年12月1日(火)～
2月28日(日)まで

黒潮山海コース

旬魚の姿造りをはじめ、厳選した冬の味覚を一品一品丁寧に仕立てた特別会席。冬だけの贅沢なお食事をご堪能ください。

お一人様
1泊2食付
10,750円※

※年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日）は特別料金となります。詳細は、黒潮荘にお問い合わせください。



（イメージ）

なぎさコース

旬の海鮮や野菜を味わえる鍋、新鮮なお造り、焼き物など心も身体も温まる和膳です。+500円でご飯をお寿司5貫盛に変更できます。

お一人様
1泊2食付
8,650円※



（イメージ）

ディスカウントキャンペーン

1月限定で対象日が、1泊2食付きの宿泊プランを利用された方、1名様につき、一律1,000円お値引きいたします。
対象日は、右記のとおりとなります。この機会に、お得に黒潮荘をご利用ください。

※**特**の日が対象日となります。



日	月	火	水	木	金	土
					1 元日	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 成人の日	12 特	13 特	14 特	15	16
17	18 特	19 休館日	20 休館日	21 休館日	22	23
24/31	25 特	26 特	27 特	28 特	29	30

※1泊2食、税・サ込み、助成金控除後の料金です。 ※仕入れ状況により内容が変わる場合もございます。 ※休館日は+1,210円（税込）でご利用いただけます。 ※ご利用前10日からは、キャンセル料が発生します。 ※助成金控除によって、ご料金が異なる場合がございます。



実施
期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※那須の森ヴィレッジについては、開所期間のみの実施となります。

1 かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！

宿泊1泊につきスタンプを1つ押させていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、更に5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！
※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。

2 毎月抽選で当たる！ 豪華賞品プレゼント！

宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！



Facebookでも最新情報更新中！

黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しておりますので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！



Instagram
もやっています！

Instagramは支援や関与をしていません。



ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所
南房総鴨川

Tel. 04(7092)2205

黒潮荘



ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

くろしお

パスワード(コード)は『9640』です。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

ウィークデーランチbuffe ～秋の味覚フェア～

クーポン ランチ
タイム

10月1日(木)～11月30日(月)の平日

組合員様特別料金

大人 2,300円(一般 3,000円)
小学生 1,700円
4歳以上の幼児 1,100円



〈イメージ〉

イタリアンディナーコース

10月1日(木)～11月1日(日)

クーポン ディナー
タイム

※3日前までの予約制

組合員様特別料金

お一人様 6,000円(一般 7,000円)



〈イメージ〉

お問い合わせ・ご予約 レストラン「セブンシーズ」 TEL 043(248)1128 朝食タイム 7:00～9:30 ランチタイム 11:30～14:00 ディナータイム 17:00～21:00

※入荷状況により、食材が変更となる場合がございます。※すべてお一人様料金です。

※**クーポン**のご利用はページ下部のクーポンをご持参ください。

オークラ千葉ホテル 開業25周年記念

徳永ゆうき & 青山 新
Early Christmas
Dinner Show 2026

11月29日(日)
受付・開場 15:00～
ショー 15:30～
ディナー 17:00～



組合員様特別料金
お一人様 14,500円
(一般 15,000円)

予約制・全席指定

お問い合わせ・ご予約

営業企画課 TEL 043(248)1302

平日 10:00～18:00

わくわく秋祭り in パティオ

10月25日(日) 13:00～16:00

射的や人形すくいなどの縁日遊びに、秋の味覚を使用した屋台飯も登場。お子様から大人まで、家族みんなで盛り上がりましょう！

入場無料 (縁日・軽食・飲物はチケット制)

Winter Lights 点灯式

11月15日(日) 16:30～

新たな輝き、新たな感動。冬のはじまりは、みんなで灯す光のカウントダウン☆

レストラン「セブンシーズ」組合員様限定クーポン

※組合員様がご一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。

※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。※ご注文の際に、組合員等資格確認書類と本券を必ずご提示ください。

※他の割引券等の併用はお受けいたしかねます。

10月 11月

ウィークデーランチbuffe ～秋の味覚フェア～

組合員様特別料金

ランチ
タイム

大人
2,300円
(一般 3,000円)

一般料金より
700円
OFF!!

有効期限：10月1日(木)～11月30日(月)

10月 11月

イタリアンディナーコース

組合員様特別料金

ディナー
タイム

お一人様
6,000円
(一般 7,000円)

一般料金より
1,000円
OFF!!

有効期限：10月1日(木)～11月1日(日)

10月 11月

ディナーbuffe

組合員様特別料金

ディナー
タイム

大人
4,000円
(一般 4,900円)

一般料金より
900円
OFF!!

有効期限：10月3日(土)～11月28日(土)の土曜日

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい！

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合
組合員の皆様へ

ID okura パスワード chiba

ブライダル相談会毎日開催中!

＼月に1度の／ Bridal Fair

【1部】10:00～ 【2部】12:10～

和洋中フルコース無料試食会
(予約制・新郎新婦無料、同行者1名 5,000円)

チャペル模擬挙式 & アフターセレモニー体験 / パーティー会場見学 / プランナー相談会

<ブライダルフェア限定特典>

*30名様以上の挙式・披露宴をご成約で、会場費1,500円×人数分サービス
※組合員様限定プランご利用特典と併用可

<組合員様限定プランご利用特典>

*新郎新婦 衣裳 50%OFF *フリードリンク 1グレードUPサービス
*メインテーブルフラワー 30%OFF *ゲストテーブルフラワー 30%OFF *スナップ写真 15%OFF *ビデオ撮影 15%OFF
*送迎バス利用 助成 1台90%(最大120,000円)
*新郎新婦 宿泊 プレゼント(1泊朝食付き) *宿泊 助成(組合員ご本人様より3親等以内) *ゲスト 宿泊 ご優待
※その他ご優待多数!詳しくはご見学時にご確認ください。※上記特典は30名様以上の披露宴が対象となります。29名様以下の披露宴にも特典をご用意しております。

オークラ千葉ホテルのウェディング特典は、組合員の皆様はもちろんご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も特典を受けられます。

適用の範囲 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さずご来館の方。
紹介の方法 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、挙式予定の方にお渡しいただき、初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。
挙式予定者(組合員以外の方)への特典 準組合員特典を適用させていただきます。

ご紹介いただいた方への特典

★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(挙式予定者が初回来館された際)
★ギフトカード・・・・・・・・・・20,000円(挙式予定者がご成約された際)

お問い合わせ・ご予約 ブライダルサロン(10:00～18:00) 火曜定休(祝休日除く)

TEL 043(248)1122

※表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約

TEL 043(248)1111

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉みなと駅より徒歩5分



お得な情報満載の組合員様専用ページへのログインIDとパスワードはコチラ

ID **okura** パスワード **chiba**

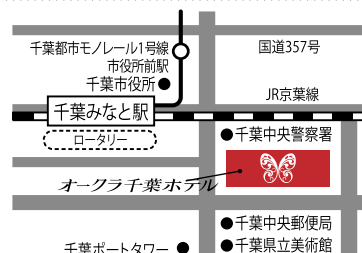
<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>

ご婚礼紹介カード(初回来館時のみ有効)

年 月 日

挙式者	お名前	ご新郎	組合員等との関係
		ご新婦	
	ご住所	ご新郎	
		ご新婦	
紹介者(組合員等)	挙式日		
	所属所名		
	組合員等記号番号		
	お名前(フリガナ)	()	
	ご住所 〒	電話番号()	

※必要事項をご記入のうえ、挙式される方にお渡しください。





日～木曜日限定 お部屋タイプはお任せプラン

“オークラの休息をシンプルに体感ください”

スマートステイ**31**プラン (素泊まり**31**プラン)

助成金控除後料金 **お一人様 1泊 3,100円～***1

～2027年3月31日(水) *2

[プランに含まれるもの]

1名様1泊分のご宿泊代
スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
消費税・サービス料

“1日の良い(4)始まり(8)は、和洋中の朝食buffetで”

スマートステイ**48**プラン (朝食付き**48**プラン)

通常3,200円の
朝食buffet(大人)が
スマステ48なら
1,500円もお得に!



助成金控除後料金 **お一人様 1泊 4,800円～***1

～2027年3月31日(水) *2

[プランに含まれるもの]

1名様1泊分のご宿泊代
スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
レストラン「セブンシーズ」でのご朝食
消費税・サービス料

*1 助成金控除額によっては、お客様負担額が異なる場合がございます。

*2 金・土曜日・祝前日および、12/29(火)～2027/1/4(月)は除く。

※One Harmony会員特典「客室ワンランクアップグレード」は対象外とさせていただきます。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約 **TEL043-248-1111**

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3 千葉みなと駅より徒歩5分